

2019年度
神奈川県予算・施策に関わる
要望書



2018年10月15日
日本共産党神奈川県議会議員団

【目次】

《1》. 子育て支援を強め、「子育てするなら神奈川県」の実現を	… p 1
《2》. 子どもの成長をはぐくむ豊かな教育と環境整備を	… p 2
《3》. 医療・介護など社会保障の充実と福祉の確立を	… p 5
[1]. 地域医療の確保と医療制度の充実に向けて	… p 5
[2]. 安心できる医療保険制度の確立に向けて	… p 9
[3]. 安心できる介護保険制度の確立に向けて	… p 11
[4]. 公的年金給付の削減中止と年金制度の改善に向けて	… p 12
[5]. 生活保護制度の改善と生活困窮者の救済に向けて	… p 13
[6]. 高齢者福祉の充実に向けて	… p 14
[7]. 障がい者福祉の充実に向けて	… p 14
[8]. 未病関連事業予算について	… p 15
《4》. 雇用を増やし、中小企業を守り、地域経済の振興に向けて	… p 16
[1]. 雇用を増やし、働くものの権利を守る神奈川県	… p 16
[2]. 小規模事業者の施策を推進し、地域経済の活性化を	… p 18
[3]. TPP11に反対し、食の安全と農林水産業振興のために	… p 20
《5》. 防災と環境優先のまちづくり、原発ゼロへ再生可能エネルギーの普及を	… p 21
[1]. 防災対策の強化	… p 21
[2]. 県営住宅など公共住宅改善、住宅政策の充実	… p 22
[3]. 水道事業の改善	… p 23
[4]. 環境対策の強化	… p 23
[5]. まちづくり	… p 24
[6]. 原発ゼロと再生可能エネルギーの普及促進	… p 26
《6》. 青年・学生支援と女性の地位向上、人権尊重、文化・スポーツの充実へ	… p 26
[1]. 青年・学生の支援	… p 26
[2]. 男女平等・女性の地位向上	… p 27
[3]. LGBT施策の推進に向けて	… p 27
[4]. ヘイトを許さない施策の推進について	… p 28
[5]. 文化・芸術、スポーツの環境整備	… p 28
《7》. 消費者行政の充実・強化を	… p 29
[1]. 消費者行政の充実について	… p 29
[2]. 食の安全について	… p 29
[3]. 消費生活センターの機能強化について	… p 29
《8》. 「核も基地もない平和なかながわ」を	… p 29
[1]. 核も基地もない平和なかながわを	… p 29
[2]. 横須賀基地に関わって	… p 30
[3]. 原子力艦の原子力災害対策マニュアルの見直し	… p 30
[4]. 厚木基地に関わって	… p 30
[5]. キャンプ座間に関わって	… p 30
[6]. 相模総合補給廠に関わって	… p 31
[7]. 池子住宅に関わって	… p 31
[8]. 日米地位協定の抜本的改定など	… p 31
《9》. 県民本位の行財政運営を	… p 32
[1]. 財政運営の改善と県民サービスの向上に向けた取り組みについて	… p 32
[2]. 県有施設の拡充・存続を	… p 32
[3]. 県職員の人員増と、働きやすい職場環境をつくるために	… p 32
[4]. 指定管理者制度、PPPなど「民間活力」の見直しについて	… p 32
[5]. 個人情報保護と情報公開の充実について	… p 33
《10》. 地域からの要望	… p 33
[1]. 箱根町	… p 33

《 1 》. 子育て支援を強め、「子育てするなら神奈川で」の実現を

(1) 子どもの権利条約に関連して

- 1) 子どもの権利条約に則り、その精神を生かし、本県の全ての施策に反映させるため、子どもたちの権利を守る立場で、本県においても子どもの権利条例を制定すること。
- 2) また、「かながわ子ども人権相談事業」を周知すること。

(2) 子どもの貧困対策の推進について

- 1) 県内の子どもの貧困の実態調査を実施すること。その調査はひとり親家庭にとどまらず、子育て全世帯を調査すること。また、従来調査項目にとどまらず、国連や沖縄県が採用している項目などを参考に、より実態を把握できる内容とすること。
- 2) 実態調査に基づき、神奈川県子どもの貧困対策推進計画を改定すること。希望する認可保育所に入れるよう、計画に盛り込まれた市町村事業に対し県としても財政支援を行うこと。

(3) 保育所に関すること

- 1) 予定されている保育の無償化による影響について、国の責任で財源を確保するよう求め、事務負担の増加への対応及び円滑な事務処理に必要な財源措置を県として国に求めること。
- 2) 保育所の整備支援について
 - ① 保育所は、園庭があること、自園調理ができること、避難経路が確保されていることが求められる。これらが満たされた公立保育所を増設するため、安心子ども基金のみならず、県独自の補助制度を創設すること。
 - ② 無認可のベビーホテルにおける事故を解消するために、体制を強化し抜き打ち検査・指導を行うこと。違反に対しては罰則を設けること。
 - ③ 認可保育所への希望者がいつでも入れるように、市町村と連携して認可保育所の増設・整備を行うこと。土地の確保にあたっては市町村と協力して行うとともに、県として増設・整備に対する補助を行うこと。
- 3) 保育士不足を解消するには、保育士の労働条件などの改善が重要である。県内自治体では補助制度を設けている例がある。賃金アップのための補助制度を県としても創設すること。また、専門家である保育士の目が子どもたちに行き届くように、市町村の要望の有無に関わらず、小規模保育所の配置基準の見直しとともに、資格要件を全て保育士とするよう国に求めること。
- 4) 2018年かながわグランドデザインには、県内どこでも待機児ゼロをうたっている。待機児が深刻な地域は、早期に保育所の新設を促進するよう支援すること。
逗子市では、認可保育所建設に市の土地を無償提供している。保育所の新設にあたっては、県有地を無償貸与すること。また、市町村などが公的な施設を建設する場合は低廉とすること。

(4) 学童保育の充実について

- 1) 学童保育指導員の研修を充実し、そのための財政的支援を行うこと。
 - ① 神奈川県が実施している放課後児童クラブ支援員等研修（現任者研修）について、関係団体と協議し、学童保育の実践に裏づけられた専門性の高い講師を当て、実施回数を増やすなど充実を図ること。
 - ② 放課後児童クラブ支援員等研修（現任者研修）について、学童保育指導員が業務として位置づけられているとのことだが、代替職員の雇上げ等の経費が、子ども・子育て支援交付金の対象となることを市町村及び事業主体に対してもっと周知するとともに、使いやすいうように改善すること。
- 2) 学童保育を必要とする子どもが経済的困難から利用できない事態を生まないために、どの市町村も学童保育への十分な財政支援ができるよう、県独自でも市町村への支援を図ること。
- 3) 障がい児受入補助（障がい児受入推進事業）に関し、実態に合わせた指導員加配に対応できるよう、県の補助を引き上げること。
また、障がい児を受け入れる学童クラブが増えるよう研修や設備の補助を拡充するなど、支援を強化すること。
- 4) 災害時に子どものいのちを守るため、以下のことを実施すること。
 - ① 県が2015年3月に発表した地震被害想定調査報告書を踏まえ、県の責任において県内の学童保育所の耐震調査を実施すること。その結果、安全が確保できない施設については、至急対策を講じるよう市町村を支援すること。

- ②市町村の災害対策の水準を担保するため、県が「非常災害対策指針」を策定し、市町村及び事業者がそれを実施できるよう支援すること。
- 5) 「神奈川県放課後児童クラブ・活動実践ガイドライン」の廃止に伴い、県の責任として国の「放課後児童クラブ運営指針」に則って学童保育が実施されるよう以下に努めること。
 - ①国が示した運営指針に沿って、学童保育の質が充実するよう市町村に働きかけること。
 - ②県内学童保育の質の向上に向け、各市町村の各学童保育所に対する指導助言内容を把握し、公開すること。
- 6) 放課後児童クラブ事業、病児保育事業ほか法定事業について、県補助金が国庫補助単価以上になるようにすること。
- 7) 国に対して以下の事項を要望すること。
 - ①学童保育の補助単価を学童保育の実情に見合うよう、大幅に増額すること。
 - ②学童保育を児童福祉法の中で「児童福祉事業」ではなく「児童福祉施設」に位置づけること。
 - ③「放課後子供教室」など全ての児童を対象とした事業と学童保育は目的も役割も違うので、それらを一体化するのではなく、それぞれ独自の事業として実施すること。
- 8) 以下の事項について市町村を支援すること。
 - ①全ての小学校区で学童保育が実施されるようにすること。
 - ②「放課後子供教室」など全ての児童を対象とした事業と学童保育は目的も役割も違うので、それらを一体化するのではなく、それぞれ独自の事業として実施すること。
 - ③市町村の責任で研修を実施し、学童保育指導員（放課後児童支援員等）の力量向上を図ること。その研修は学童保育の実践に役立つ内容で実施すること。また、全ての指導員が業務として研修に参加できるなどの支援をすること。

(5) 児童相談所の処遇改善について

- 1) 児童相談所の正規職員を増やすこと。児童福祉司1人あたりの担当件数を50ケース以下とし、業務負担の多い「虐待ケース」のみを担当する場合は20ケースを限度とする人員配置を行うこと。

(6) 福祉施設の充実を

- 1) 障がい児施設、重心施設、児童養護施設などが不足しているため、早急に施設の増設を図ること。施設整備を促進すること。
- 2) 重症心身障がい児が地域で安心して生活するためのサービスが不足している。早急に支援の充実を図ること。通所施設等の看護師配置ができるように加算の充実を国に求めるとともに、県としても独自の支援をすること。
- 3) 児童養護施設を卒園した後の住居を確保するように努めるとともに、就労、生活支援体制の充実を図ること。
また、支援のために補助制度の創設を国に求め、県としても独自の補助制度を創設すること。
- 4) 障がい児の地域生活のための支援と放課後デイサービスの充実を図ること。移動支援サービスの充実を図ること。
- 5) 原則として障がい児入所施設等に継続入所できなくなる加齢児に関して、県内受け入れ施設を確保すること。

(7) 子どもの福祉施策の充実を

- 1) 児童の眼鏡購入代金を援助する県制度の創設を図ること。眼鏡を毎年1回作らないとならない子どもたちがいる。相模原市は補助率1/3～1/4で回数制限はなく、横浜市は補助額5,000円（小学生1回、中学生1回）、鎌倉市は18,000円と聞くが、県内ではこうした要求が高まっていることから、県の助成制度を創ること。

《2》. 子どもの成長をはぐくむ豊かな教育と環境整備を

(1) 義務教育の充実について

- 1) 少人数学級は教育的効果が認められている。「30人以下学級」を全ての学年で実施すること。ま

- た、当面県単独予算を確保し、小・中学校の35人以下学級の対象学年を増やすこと。
- 2) 教育内容の保障、教員の多忙化解消のために、非正規職員の多用ではなく、教職員は正規雇用とすること。
 - 3) すべての市町村に学校司書を配置すること。そのために、県として市町村に対し、助成制度を創設すること。また、学校司書は正規雇用とすること。
 - 4) 県内の小中学校の全教室・体育館にエアコンを設置すること。国に設置のための補助制度創設を求めること。当面、未設置の市町村に対して県が支援すること。
 - 5) 1クラスの人数を減らす措置と並行して、学級編制の弾力化及び少人数学級のための教員加配を県単独措置により実施すること。
 - 6) 退職教員の数に見合った採用を行うこと。また、臨時的任用教員の研修の充実を図るとともに、教育指導員の派遣を増やすこと。
 - 7) 2005年に一般財源化された就学援助制度を国庫補助制度に戻し、就学援助を必要とする全ての家庭が受けられるよう、国に求めること。
 - 8) 生活保護基準の1.5倍以下の世帯の子どもは全て就学援助制度の対象とするよう、市町村に働きかけること。
 - 9) 文部科学省は「入学準備金」を増額し、支給は小学校入学前も可能だとする通知を都道府県教育委員会に出している。県内全ての市町村が入学準備金の「前倒し支給」に取り組むよう働きかけること。

(2) 高等学校教育の充実について

- 1) 全日制高校進学率は全国最低レベルであり、県立高校の定員が少ないことから不本意な進路選択を余儀なくされている。希望する生徒が全日制高校に全員入学できるように、公立高校の定員を増やすこと。
- 2) 高校授業料無償化における所得制限は、子どもたちの等しく学ぶ権利を保障するために、撤廃するよう国に対して求めること。
- 3) 現業職員には、学校職員として生徒への対応など総合的な対応が求められる。現業職の民間委託を行わず、現業職員の採用を再開すること。
- 4) 県として生活保護世帯だけでなく全ての高校生を対象に、給付型高校奨学金制度を拡充すること。
- 5) 学校司書の採用を大幅に増やすこと。
- 6) 学校事務職は、教員とともに児童生徒の育成を支える教職員集団の一員として重要な役割を担っている。また、学校事務職が削減されて以来、教員の事務量が増大し多忙化の大きな要因となっている。学校事務センターを解消し、各学校の実情に合わせて事務職体制を厚くすること。
- 7) 日本学生支援機構の奨学金申請業務が現場に与える影響について調査し、検討を行い、教員に負担とならないよう改善を図ること。
- 8) 県立高校改革計画を見直し、20～30校の削減を行わないこと。また、現場の要望が強い学年6～8学級標準を守ること。
- 9) 県立高校では、予算が少ないため必要な図書を購入できない実態がある。県の年間予算8万円は実際の図書購入費の4分の1にすぎず、保護者が集める私費に頼っている高校もある。生徒の勉学に必要な図書費を十分に確保すること。
- 10) 非常勤養護教諭は、午後2時半から3時には勤務が終了するため、授業中であるにもかかわらず養護教諭がいないという事態が起きている。これでは生徒の不慮のケガや病気等に対応できない。直ちに正規の専任養護教諭を配置すること。
- 11) 会議室や応接室に冷房が完備されていない高校がある。猛暑のときには、会議の円滑な運営に支障をきたしている。県立高校の全面冷暖房化を計画的に進めること。
- 12) 県立高校の耐震化、老朽化対策について
 - ① 県立高校の耐震化・老朽化対策工事促進を図ること。文科省は、児童・生徒たちが生活し、災害時には避難場所ともなる学校の耐震化に「Is値」0.7以上を求めている。しかし、県立高校は耐震化工事完了済みの学校を含め、ほとんどが文科省基準(Is値0.7)を下回っている。県立高校の耐震化基準を「Is値」0.6から0.7以上に見直すこと。
 - ② 老朽化、設備劣化が著しい県立高校の老朽化対策計画を早急に策定し、改修、改築を急ぐこと。
 - ③ 県立高校の特別教室等への空調整備予算を確保し、実施すること。冷房機器を県立高校の図書準備室・技能員室・体育科準備室・芸術科家庭科以外の特別教室・視聴覚室・教科準備室など、全ての部屋に設置すること。

(3) 大学授業料の無償化に向けて

- 1) 国は2012年9月、高等教育の学費を段階的に無償化することを定めた国際人権規約を受け入れた。同規約に従い、給付型奨学金の対象拡大を国に求めること。
また、県として学生が大学で安心して学べるよう、給付型奨学金制度を創設すること。

(4) 私学助成の充実について

- 1) 私学経常費補助金を、国基準以上に改善すること。
- 2) また、県外への通学者も学費補助金の対象とすること。
- 3) 神奈川県高等学校等生徒学費補助金の拡充と施設設備助成を行うこと。
- 4) 私立幼稚園の園児一人当たりの経常費補助を、国基準まで増額すること。
- 5) 私立幼稚園の父母に、保育料の直接助成制度を新設すること。

(5) 特別支援学校の充実について

- 1) 特別支援学校の整備が後回しになっており、特別支援学校の不足は深刻な状況に陥っている。横浜市保土ヶ谷区、川崎市幸区、藤沢鎌倉周辺地域に早急に設置を進め、適正規模・適正配置とするために新たな障がい児学校再編整備計画を策定すること。
- 2) インクルーシブ教育の充実のために、施設整備、教員等の配置を十分にいき、生徒の発達保障が可能な体制を整えること。また、パイロット校の実践に対する十分な総括を行ってから、指定を広げること。
- 3) 昨年、特別支援学校高等部において希望する生徒が入学できない事態となった。高等部が不足している地域に特別支援学校高等部を早急に新設すること。
- 4) 分教室について改善を図ること。本校と同じ環境にするため、指導上必要な進路指導・カウンセラーなど専門的な教職員を配置すること。また、養護教諭を常勤とすること。
- 5) 特別支援学校の施設整備（トイレ環境など）や改善を早急に行うよう、計画を前倒しして進めること。
- 6) 自力通学に向けた支援制度の創設を、関係機関に働きかけること。
- 7) 特別支援学校の校外学習に、医療的ケア、とくに人工呼吸器が必要な児童生徒が、親の付添がなくても参加できるように対策を講じること。看護師同行の際に、学校のケア体制を保障すること。
- 8) 湯河原町・真鶴方面特別支援学校については、本校との教育条件が同じになるよう、教員等の配置を行うこと。屋内にホールを設けること。また、分教室ではなく分校とすること。
- 9) 老朽化が著しい県立中原養護学校や県立三ツ境養護学校の再構築（建直し）計画を、早急に策定すること。
- 10) 横浜市立北綱島特別支援学校は存続を図ることになったが、横浜市や関係者と協議し、本校並みの教育条件となるよう支援すること。

(6) 全ての中学校で完全給食の実施を

- 1) 県立中等教育学校で給食を実施すること。
- 2) 県内全ての中学校で全員喫食の安全・安心な中学校給食を実施するために、情報提供にとどまらず、県として市町村に対して中学校給食推進施設整備補助金を創設すること。
- 3) 栄養士配置の拡充など、市町村の学校給食充実を支援すること。安全で豊かな学校給食のために、地産地消、自校方式、直営方式で、災害時にも対応できるよう支援すること。
- 4) 夜間定時制高校生については、まともな食事をとることが困難な実態がある。県として夕食補助を拡充し、横浜市・川崎市並みの低廉な価格を保障し、利用促進を図ること。

(7) 全国学力テストについて

- 1) 全国学力テストは全国的に平均点競争が過熱し、学力形成に結びついていないことが問題になっている。競争教育の弊害から子どもたちを守り、ともに伸びる教育への転換を図るために、全国学力テストの中止を国に求めること。
- 2) 旭川学力テスト事件最高裁大法廷判決（1976年5月21日）は、「学校別の結果公表を許容すれば」学力テストは教育基本法16条1項に違反すると指摘している。学力テストの弊害を加速する結果公表を行わないことを、県として引き続き堅持すること。

(8) 教科書採択の改善について

- 1) 教科書採択について、採択地区の小規模化を図ること。各市町村教育委員会が学校・教員・保護者の意見を十分に反映するよう保障し、公正、適正な採択、開かれた採択とすること。
- 2) 高校日本史の採択において、県教委による特定教科書排除は、憲法・教育基本法に反し、教育への政治的介入にあたるので、行わせないこと。

(9) 外国人学校への支援について

- 1) 朝鮮学校を含む外国人学校への経常費補助及び学費補助を復活させること。
- 2) 学費補助の申請方法を統一すること。
- 3) 外国人学校の耐震診断及び、補強工事にかかる補助の拡充を行うこと。

(10) 新たな夜間中学の開設について

- 1) 夜間中学を増設すること。そのために夜間中学の存在を広く県民に知らせ、希望状況把握などに努めること。また増設に向けた具体的計画を示すこと。
- 2) 教員配置は、当該自治体まかせにせず地域適正配置や十分な体制保障を図るなど、県が責任をもって進めること。

(11) 卒業式・入学式について

- 1) 卒業式・入学式における「日の丸」「君が代」の実質的な強制をやめること。「国歌斉唱」時の起立を強制する根拠はないことを広く県民に知らせること。

(12) 自衛隊の体験学習について

- 1) 自衛隊の体験学習は、県内小・中・高校のカリキュラムに組み込まれているが、特殊な位置づけにある自衛隊は、一般的な体験学習として扱うことはふさわしくないのでやめさせること。

(13) フリースクール等への補助について

- 1) 不登校の子どもたちが豊かな生活と学習ができるように、フリースクール等に対し家賃やスタッフの賃金などへの運営費を補助すること。

《 3 》. 医療・介護など社会保障の充実と福祉の確立を

第4次安倍内閣は社会保障制度改革を「今後の最大のチャレンジ」と位置づけ、「全世代型社会保障」を掲げて3年間で改革するとしているが、本質は社会保障を「財政圧迫の要因」と捉え、消費税率10%への増税を図りつつ医療や年金給付の抑制を推進するものであり、県民生活に重大な影響を及ぼすことが懸念される。

住民の暮らし・安全を守ることが地方自治体の第一義的任務であるが、特に社会保障や福祉分野において、広域行政としての県の果たすべき役割は益々強まっている。

[1]. 地域医療の確保と医療制度の充実に向けて

(1) 地域医療構想の基本方針について

- 1) 医療費の低減策や健康増進施策を病床削減等の医療提供体制の縮小や民間企業の営利事業に求めるのではなく、特定健診や特定保健指導を推進し県民に医療機関へのフリーアクセスを保証し、本来的な医療費の低減につながる「早期受診・早期発見・早期治療の推進」を基本とすること。地域医療構想の基本方針に、こうした視点や方向性を盛り込むこと。

(2) 地域医療構想の病床数及び医療提供体制に関して

昨年国は6年間で療養病床を全廃することを打ち出したが、神奈川県ではこれから高齢化が進行するため、療養病床の増床が求められる。また、県の地域医療構想は、神奈川県は患者の流出超過県であり人口10万人当たりの病院数も病床数も全国平均を大きく下回ることを指摘している。

- 1) 国は急性期の入院基本料を在宅復帰率や重症度で厳格化するなど、診療報酬を使ってすでに病床の機能分化を進めている

神奈川では高度急性期の割合が高いとされるが、県は2025年の入院医療需要では高度急性期

1. 1.9倍、急性期1.3倍、回復期1.37倍、慢性期1.18倍となる見通しを示しており、全ての2次保健医療圏において各病床の必要数が確保できるよう、2025年に向けた整備目標を持って増床を図ること。

また、全区で不足している回復期病床（回復期リハ病棟、地域包括ケア病棟）の確保に向けて、神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金を活用した「病床機能分化・連携推進基盤整備事業」として回復期病床転換施設整備費補助事業を行っているが、県は「平成30年度回復期病床転換施設整備費補助事業の追加募集」（8月27日現在）を行っている。

病棟の開設には医師、看護師、理学療法士や作業療法士等の医療スタッフの確保が前提となるが、既存病床からの転換だけでなく病棟の新設についても医療法人等に働きかけ、補助率（現行75%）の引き上げや補助対象の拡大など有効な措置を講じること。

- 2) 当面全ての2次保健医療圏で基準病床数を確保するとともに、全国平均並みに病院や有床診療所を整備すること。
- 3) 地域医療構想に基づく病床機能の再編に関し、患者の生活圏、診療圏の実情や実態に十分配慮し、関係医療機関の合意のもとで調整を図ること。機械的に急性期病床の回復期病床等への転換を強制しないこと。
- 4) 県は「総合的な救急医療体制の整備に取り組むとともに、救命率の向上に向けた取り組みを検討する」としているが、昨年度からの進捗状況を明らかにするとともに、引き続き救急の受け入れ態勢の整備に努めること。
- 5) 2025年の必要病床数は、入院医療需要を病床稼働率で除して算出される。神奈川はどの病床も県外への流出超過であり患者の流入を見込んで推計するため、医療機関所在地で算出した場合、県内需要との関係では過少推計になることが懸念される。また、病床稼働率は医師や看護師の充足度も影響する。医師・看護師不足の実態を踏まえ、過少推計とならないよう調整すること。

なお、神奈川は病床稼働率が高い地域が多いとされるが、稼働率は国が示す全国一律の数値で算出するため、各地域の診療科及び入院等の患者の実態を正確に反映して検討すること。

加えて、稼働率の高さは入院日数の短縮（病院からの追い出し）が行われている反映とも考えられる。患者が十分な検査や治療、リハビリ等を受けられているのかも精査すること。

- 6) 神奈川県は全国と比較して医療施設に従事する外科、内科、産科・産婦人科、小児科などの医師が少なく、看護師や助産師も不足している。

神奈川県内の4大学医学部の大幅な定員増、臨床研修をする医師の獲得や看護師養成機関の増設など、県として医師・看護師を直接増やす実効ある措置を講じ、計画的に医師・看護師の確保を図ること。

- 7) 在宅医療、在宅介護を推進するには訪問医、訪問看護師など在宅医療を担う医師や看護師の増員と併せ、24時間訪問看護や24時間訪問介護の体制も強化する必要がある。また、開業医の方々からは「病院がないと在宅医療はできない」との声が寄せられているが、在宅医療を担う病院が地域で不足している反映と考えられる。

在宅医療提供体制をどう検討しているのか、在宅医療を担う医師・看護師の具体的な確保策や、医療機関の増設や機能強化に向けた対策について、明らかにすること。

また、県は在宅医療を“希望する”看護師等への研修を行っているが、施設系に比べて在宅系の看護師の処遇の低さは以前から指摘されている。処遇改善に向けた県独自の補助を行うなどの抜本的な対策を講じること。

- 8) 県は医療従事者の勤務環境改善について保健医療計画で定めるとしているが、賃金・労働条件改善に向けた年次目標と具体策を明らかにすること。

また、医療勤務環境改善支援センター（平成27年1月設置）の実績、この3年間の活動により自主的に勤務環境の改善を図った医療機関名と改善内容を明らかにすること。

(3) 診療報酬に関して

- 1) 地域別診療報酬の設定・実働化は行わないこと。

日本では全国一律の診療報酬（一部離島等を除く）によって、全国どこでも患者への同質の医療の提供が保障されてきた。全国一律の診療報酬は、国民皆保険制度を支えるものである。

財務省は医療費抑制のみの視点から都道府県別診療報酬の推進を求めているが、厚労省の社会保障審議会医療保険部会（2018年4月19日）では慎重論が相次いだ。

また、報道によれば日本医師会長は「医療は社会全体の共通資本。誰もが分け隔てなく平等に享受できるようにすべき」として全国一律の単価であるべきことを強調し、地域別診療報酬を設定し

た場合は隣接県で医療費が異なる事態が生じ、「医療に混乱が起きる可能性がある」と警鐘を鳴らしている。県はこうした指摘を重く受け止め、現行の全国一律の診療報酬を踏襲すること。

- 2) 国は急性期の入院基本料を在宅復帰率や重症度で厳格化し診療報酬を使って病床の機能分化を推進しており、病床転換が生じていることは重大な問題である。病床機能と退院先とは関連がないものであり、7対1入院基本料の算定要件による対象病床削減を撤回するよう国に求めること。
- 3) 安全な医療提供体制の確立に向け、入院の看護師の配置基準を日中は4対1以上、夜間は10対1以上とし、5対1入院基本料の新設を求めること。
- 4) 大学病院や複数の診療科を有する100床以上の病院以外の精神病床は、医師や看護師の人員配置基準が低く診療報酬も低いことから、長期入院や「隔離」とも言える患者への差別的対応が問題となっている。

県は精神科特例に対し「必要な人員数が定められている」との認識を示しているが、精神障害者支援団体からは「長年にわたり世界的にも例を見ない隔離・収容中心の政策が取られてきた」と人権侵害を告発し、現在の人員配置基準では適切な医療が受けられないとの強い懸念の声が寄せられている。

精神科差別の精神科特例を廃止し、配置基準と精神科病棟入院基本料などの診療報酬を改善するよう国に働きかけること。

- 5) 国へ医業税制（診療報酬の事業税非課税及び社会保険診療収入への租税特別措置法第26条）の存続と、診療報酬への消費税ゼロ税率の適用など控除対象外消費税（いわゆる「損税」）の解消を求める意見書を提出すること。

また、厚労省は医療機関の消費税負担について定期的に検証を行う場を設け、課税のあり方について引き続き検討することだが、県はそれを注視するだけでなく、県内医療機関の消費税に関する影響について実態調査を行うこと。

(4) 医療提供体制及び保健事業の充実に向けて

- 1) 安全安心の医療提供体制を確立するために、全ての病院に安全管理者を配置すること。義務化病院は診療報酬上の医療安全対策加算の対象となっているが、病床数が少ない病院ほど負担が大きいのが実情である。このため、小規模な病院や加算対象以外の病院で医療安全管理者研修に送り出す施設に対して、医療安全の推進をする立場から財政的な助成措置を講ずること。
- 2) 慢性腎臓病予備軍と言われる糖尿病などの成人病を抱える方々はCKD（慢性腎臓病）に対する認識度が低いと言われており、糖尿病患者に対するCKD（慢性腎臓病）予防や重症化防止に向けた啓発活動を拡充すること。

人工透析患者の当事者団体であるNPO法人神奈川県腎友会は小・中学生に対して障害者の理解教育（福祉学習）を行い、腎臓病の苦しさや恐ろしさを伝える啓発活動を行っているが、将来を担う若者への健康意識教育を強め、栄養バランスを考えた食事の普及や慢性腎臓病を意識した糖尿病患者への警鐘、啓発活動を推進するため、全県各地で医療講演会や説明会を開催できるように予算の拡充を図ること。

- 3) 緊急災害発生時の透析患者への対応や透析施設との連携に関し、県は災害時医療情報伝達として「広域災害緊急医療情報システム（EMIS）」を活用するとし、県内透析施設との情報伝達訓練が行われているが、訓練参加施設は全施設とは限らず（平成29年度の参加率は56.3%）、EMISの通知が届かない地域もあると言われている。

県と透析施設とのネットワークや連携を強め、伝達活動を充実・徹底すること。津波の被害を想定した沿岸地域の対策と訓練を推進・強化すること。

また、情報を得た後の移動手段について、通院送迎車両、（病院施設の車両、福祉有償運送事業者）など複数乗者搬送する車両については「災害緊急車両」と明示するなど、透析患者が災害時でも迅速に「透析医療を確保」できるシステム作りを進めること。

- 4) 精神疾患（障がい）について、脳性マヒやポリオ等の二次障がいを予防・治療する総合的な対策を講じること。不眠やうつ等の精神症状を持つ方については既存の精神科医療機関での治療等の対応が可能とされるが、それ以外の方についても治療等が可能となるよう、当事者や専門家も含めて検討や研究を進める機関を創設すること。

また、必要かつ専門的な医療が受けられる専門医療機関等の拡充や連携、医師等の育成を推進すること。

- 5) 差額ベッド料を患者の意に反して医療機関から請求され支払わされることがないよう、県として積極的に取り組むこと。

- ①「大部屋がいっぱい」という理由では差額ベッド料を請求できないことを初めて明確化した2018年3月5日付け厚生労働省通知（保医発0305第6号）の内容を医療機関に周知徹底すること。
- ②差額ベッドの利用についての同意書が、患者本人等の意に反して書かされることがあってはならない。医療機関が患者や家族に対し、差額ベッドの利用は患者に選択の余地があることを丁寧に説明するよう、県は医療機関に求めること。
- ③厚生労働省が定めている全病床に占める差額ベッドの比率{国立(2割以下)、地方公共団体設立(3割以下)、その他民間など(5割以下)}の妥当性について、「差額ベッドしか空いていない」状況の実態調査を踏まえた検証を行い、必要な見直しを行うよう国に求めること。

(5) 子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）による健康被害の防止と救済に向けて

- 1) ワクチン接種の危険性について県民に周知するとともに、被害を疑う保護者からの相談窓口を全ての市町村や2次保険医療圏域内の主な医療機関等にも設置すること。
- 2) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）において迅速な審査ができるよう、審査体制の拡充を関係機関に働きかけること。また、PMDA以外でも救済措置の審査ができるよう、PMDAを補完する検査機関の確立を求めること。
- 3) 副作用被害についての県内の実態を調査するとともに、救済措置を受けられない被害者を対象として、緊急的に通院・入院等の医療費助成を行うこと。

(6) 県の医療費助成制度の拡充に向けて

- 1) 国に対し、中学校卒業までの小児医療費を無料化する全国一律の制度を2019年度中に創設するよう求めること。

また、通院の医療費助成において、県内では33市町村中24市町村が中学校卒業までを対象としている。県の助成対象を就学前から中学校卒業までに引き上げること。

- 2) 県の小児・ひとり親家庭・重度障害者医療費助成制度の3制度に導入している一部負担金、所得制限、年齢制限は撤廃すること。

県は「制度の安定的かつ継続的な運営を図るため、市町村と協議を行いながら定めたもの」との回答を繰り返しているが、県内市長会、町村会から毎年改善の要望が出されている状況から、県の回答の根拠は無いと言わざるを得ない。早急に制度の改善を図ること。

- 3) 市町村の小児医療費助成制度への一部負担金導入の動きが広がっている。これは、医療費助成制度の福祉的性格を否定するものであり、低所得世帯ほど受診抑制が引き起こされることは、明らかである。市町村が一部負担金を導入しないよう協議すること。

- 4) 市町村の助成制度の格差を解消する手立てとして、小児・ひとり親家庭・重度障害者医療費助成制度の市町村への補助率を、全市町村とも2分の1とすること。対象年齢と補助率の引き上げは市長会や町村会からも重点要望となっている。

重度障害者助成では、制度開始当初の県の補助率は100%であり、県制度として始めたことを実証している。1985年度（昭和60年度）から段階的に引き下げを始め、2007年度（平成19年度）に中核市を引き下げ、政令市・中核市1/3、他1/2になった。

小児医療費助成は平成7年度（1995年度）から開始されたが、当初の市町村補助率は1/2とされた。2003年度（平成15年度）から政令市1/4、他1/3とした。

政令市からは、同じ県民税を払っているのに補助率が低いのはおかしいとの意見も聞こえている。

- 5) 重度障害者医療費助成制度を「障害者医療費助成制度」と改め、通院・入院とも精神障がい者2級まで対象とすること。精神障がい者1級の入院助成は、早急に実施すること。

- 6) 県は「身体・知的との均衡を図る」とし重度に相当するのは精神障がい者1級としているが、精神障害者家族会の当事者団体は「1級と2級との差はない」と説明している。当事者団体の意見にも耳を傾け、場合によっては精神障がい者2級の通院助成を先行するなど、段階的な対象拡大も検討課題とすること。

- 7) 重度障害者助成の年齢制限について、財政的理由を除いて65歳とする合理的理由は全くない。障害者差別禁止条約では「差別」とは「合理的配慮の否定」と説明しており、「ともに生きる社会かながわ憲章」には「全ての人のいのちを大切にすることや「いかなる偏見や差別も排除すること」が謳われている。65歳の年齢制限は特に深刻な影響を及ぼす問題であり、財政を理由とした差別は特に許されない。県自身が差別解消の先頭に立ち、直ちに年齢制限を撤廃すること。

- 8) 高齢者の医療費の低減にも資することから、清川村の制度にも学び、県として高齢者医療費助成

制度を創設すること。

(7) 医療従事者の確保と処遇改善に向けて

- 1) 神奈川は全国水準と比較して医師も看護師も助産師も不足しており、年度毎の確保目標を決めて適正な人員を計画的に確保するとともに、地域的な偏在や診療科間の偏在への対応も進めること。
- 2) 今後医学部の定員減も心配されるが、計画的に若い医師の確保を図ること。
地域医療医師修学資金貸付制度や産科等医師修学資金貸付制度の対象を、県内出身者のみならず、神奈川県内で臨床研修を行う意志のある方は対象とするなど、貸付定員の拡大も検討すること。
- 3) 地域の医療機関へ医師を派遣する仕組みを再構築すること。また、医療計画にも記載し公表すること。
- 4) 看護師の確保に向けて、看護学生に貸与する就学資金の貸付枠を、1学年の半数程度まで拡大すること。
また、県内全ての准看護師が看護師に移行できるよう具体的な支援策を策定し、計画的な移行を図ること。特に、厚労省が各県1校としている2年課程通信制養成所を県内に早急に開設すること。
さらに、奨学金制度の拡充や現在2年課程通信養成所に通学生を有する医療機関・福祉施設等への助成制度の創設など、財政的な支援策も実施すること。奨学金制度を県内全ての准看護師に周知すること。
- 5) 看護師等の雇用の質の向上に向けて、夜勤、時間外労働、権利取得状況等について県内看護師の労働実態調査を行うとともに、全ての医療機関で夜勤月6日以内(当面8日以内)を実現すること。
また、次期看護師需給見通しに関し、神奈川では1日7時間労働、夜勤交替制勤務者の勤務間隔12時間以上、週休2日、週労働時間32時間以内が実現でき、夜勤後の時間外労働や妊産婦の夜勤及び時間外労働をなくし、産前産後8週以上の休暇や年次有給休暇、夏季・年末年始休暇などが取得できる水準を想定して需給見通しを立て、実際にこの水準となるよう、看護師の処遇改善を図ること。
- 6) 看護師確保法で定めている卒後教育について、県内全ての看護職員が受講できる生涯学習制度を確立すること。

[2]. 安心できる医療保険制度の確立に向けて

(1) 保険診療について

- 1) 保険診療の縮小や混合診療の拡大は、これ以上行わないよう国に求めること。

(2) 医療費窓口負担と医療費波及増調整について

- 1) 西欧先進国では医療費の窓口自己負担は無料または低額であり、3割負担を原則とする日本の窓口負担は高すぎる。被用者保険や国民健康保険を含め窓口負担割合を見直し、軽減または無料にするよう、引き続き国に求めること。
- 2) 市町村国保への定率補助をカットする医療費波及増調整(いわゆるペナルティー)を完全に廃止するよう、引き続き国に強く求めること。国は地方創成交付金(地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金)を医療費助成に充てる場合はペナルティーを科さないとしたが、窓口負担割合と医療費波及増には関連がないことの証明である。

(3) 国民健康保険について

- 1) 国保都道府県単位化に当たり国庫補助拡充は年間約3400億円となったが、国保の保険料負担率を被用者保険並みに引き下げたため、少なくとも1兆円規模の国費投入を引き続き国に求めること。
- 2) 県は市町村の判断に基づく法定外繰入について、決算補填等目的の部分については段階的計画的解消を求めているが、その前提として「被保険者の保険料負担の増大に考慮し」との認識も示している。他県においては決算補填等目的であっても、その一部を認める県もあった。県は市町村の判断を尊重すること。
なお、国は保険者努力支援制度(都道府県分)の都道府県の取組状況(予算規模150億円程度)の評価方法の1つに「法定外繰入の削減」の項を入れ、30点という高い配点を設定している。
そもそも全国知事会が国保への1兆円規模の財政投入を求めた理由は、保険料負担率が他の医療保険制度に比べて高いためである。国が毎年約3400億円の財政支援を図りつつ法定外繰入を削

減した場合、国保の財政基盤強化には資するとしても保険料負担率は下がらない。こうした評価指標は廃止し、法定外繰入削減に向けた財政誘導をやめるよう国に求めること。

加えて、市町村の基金保有が過大な保険料負担を招かないよう、過度な積立の防止を市町村に指導すること。

- 3) 国保法第1条により国保は社会保障であると認識しているが、それは国保法第5章によって財源の面からも裏づけられる。国保は国・県・市町村等の負担金・補助金等（前期高齢者交付金を含む）を主な財源とする制度であり、保険料（自己負担・自己責任）が主たる財源ではない。

まず、国保は社会保障制度であるとの認識を示すこと。

さらに、社会保障であるためには生存権や受療権を脅かさない「払える保険料」であるべきだが、県内でも個々の世帯の保険料負担率は自治体により20%を超え、滞納世帯数が2割近くを占める自治体もある。高額な保険料負担の構造を是正すること。

また、子どもの均等割を廃止するとともに、低所得世帯は保険料負担率を5%以内に抑えること。

- 4) 保険者努力支援制度は評価指標を点数化し補助金を交付する仕組みだが、収納率指標には平成30年度も重症化予防と並ぶ高い配点（全体の12%を占める）が与えられており、これによる評価は短期証や資格証の機械的交付を招き、徴収強化や滞納処分を加速させる恐れがある。

県は「保険料は国保財源の根幹をなす財源」との認識のもと、「収納率向上の取組を評価指標として位置付けることは、市町村の主体的取組を促すうえで意義がある」との見解を示しているが、保険者努力支援制度導入前において、すでに一部の自治体では県の想定を超えるような強権的な徴収事務や短期証の留め置きなどの受領権を侵害するペナルティーが行われている。

厚労省が示した「平成28年度国民健康保険（市町村）の財政状況について（速報）」を見ると、収入総額16兆218億円に対して保険料収入は2兆8912億円（18.0%）であり、単年度収入15兆7030億円に対しても18.4%で、前項の指摘どおり国保財政の根幹は補助金等である。

滞納の根本的原因は「高額で払えない保険料」にあり、差押えなどによる徴収強化を招く仕組みは、廃止するよう国に求めること。また、県繰入金配分にも類似の仕組みがあるが、同様の理由で廃止すること。

- 5) 短期被保険者証の交付に関し、窓口留置きの防止や有効期限内の被保険者への交付を求めた厚労省保険局国保課長通知（平成21年12月6日付け保国発1216第1号）の留意事項の内容を、神奈川県国民健康保険運営方針に記載していただくこと。

また、「資格証明書」の発行ならびに保険料の減免規定に関し、生活実態にあった運用とし、滞納制裁の乱用がないよう指導・監視すること。

- 6) 県は市町村の独自減免制度の環境整備のため、中低所得者の保険料負担軽減に向けた財政支援を国に求めているが、引き続き働きかけていただくとともに、国保運営方針にも標準的な減免制度に関する例示として『生活保護基準の130%以下の世帯』を減免対象とするよう盛り込み、改善を図ること。

- 7) 県として県内国保組合の保健事業や医療費適正化の取り組み等への補助を拡充するなど、育成・強化を図ること。

(4) 後期高齢者医療制度について

- 1) 75歳以上の高齢者を年齢で差別する後期高齢者医療制度は廃止すべきと考えるが、当面の措置として、窓口負担の無料化、廃止した保険料特例軽減措置の復活、医療費窓口2割負担化の中止を国に求めること。

- 2) 保険料負担は実質的に1割を超えて年々増加してきたことから、国庫負担の増額により保険料負担の是正を図るよう国に求めること。

- 3) 2018～19年度の神奈川の保険料は所得割、均等割とも料率を引き下げ、平均保険料で2590円の引き下げとなったが、高齢化の進行により今後も年々引き上がることが予想される。

県広域連合は独自財源を持たず、全国には特定健診事業費や葬祭費、審査支払手数料、独自減免制度の費用など広域連合の負担軽減に向けて一定の財政措置を講じている都県もあることから、県独自の財政措置や市町村との協議による共同の措置も含めて、剰余金の活用や財政安定化基金の活用以外にも保険料上昇抑制や引き下げに向けた財政措置を講じること。

なお、県内加入者の約半数は法定軽減対象という低所得者であり、現行では特例軽減の廃止が重い負担となっていることを十分に考慮すること。

- 4) 保健事業の推進は本来の医療費の低減に結びつくとともに、保険料負担や現役世代の負担の軽

減にも資する取り組みである。特定健診の推進や歯科検診の対象拡大を図ること。

- 5) 短期被保険者証の交付要綱は「できる規定」となっており、納付相談等の収納対策は短期被保険者証に依らなくても可能であることから、後期高齢者の受療権を保障するため県広域連合に短期被保険者証の交付中止を指導すること。

(5) 協会けんぽについて

- 1) 協会けんぽへの国庫負担割合を健康保険法本則に規定された上限割合である20%に引き上げるよう、国及び関係機関に求めること。

[3]. 安心できる介護保険制度の確立に向けて

(1) 介護給付費抑制策からの転換

- 1) 要支援1・2の介護保険外しと自治体の新総合事業への移行など、最近の介護保険をめぐる問題の多くが国の介護給付費抑制策に端を発していると言っても過言ではない。

介護給付費を後期高齢者の伸び率以下に抑えるという介護給付費抑制策はやめ、介護サービスや人員配置基準等の拡充、介護保険料の引き下げを図るなど、誰もが安心して利用できる介護保険制度を確立するよう、国に強く求めること。

(2) 1号被保険者の介護保険料について

- 1) 厚労省によれば65歳以上(1号被保険者)の介護保険料(全国の月額加重平均)は第1期2911円から第6期5514円へと大幅に引き上げられ、第7期は5869円と前期比6.2%の伸びとなっている。早急に国庫負担を増額し保険料の抑制を図るよう国に求めること。
- 2) 公費負担分のうち都道府県分と市町村分は各12.5%とされているが、国庫負担が増額されるまでは、市町村とも連携して県独自にも保険料負担の軽減や低所得者対策を図ること。
- 3) 市町村の介護保険会計への一般会計法定外繰入が認められることを、市町村に周知すること。

(3) 介護報酬に関して

- 1) 質の高いサービスが安定的に提供できる介護報酬や人員配置基準を確立するには基本報酬の底上げが必要であり、国に介護報酬の10%以上の引き上げを求めること。
- 2) 同時に、介護報酬の引き上げは保険料の引き上げや利用者の負担増を招くことから、その財源は国庫負担の増額に依るよう国に求めること。

(4) 特別養護老人ホームや老人保健施設の整備について

- 1) 特別養護老人ホームの入所対象者の重点化(要介護3以上)が行われたが、制度的には特例入所が認められている。直近の特例入所件数を明らかにすること。
また、介護報酬の関係から要介護4以上しか入所させない施設があり、補足給付の見直しによる負担増から退所を余儀なくされる深刻な事態も生まれていると聞く。こうした入所制限や負担増による退所の実態について、県として調査すること。
- 2) 県内の特養待機者数は14,815人(2018年4月1日現在)と聞く。第7期かながわ高齢者保健福祉計画では3年間で約3100床の特養を整備する計画だが、不足が懸念される。
長期待機者の早期解消に向け、市町村とも連携して計画に沿って特別養護老人ホームの整備・増設を進めること。
- 3) 補足給付の申請に関し、資産要件の追加による実務的負担(預金通帳の写しや金融機関調査の同意書の提出など)が生じ、利用者や家族に戸惑いが出ている。資産要件の撤廃を国に求めるとともに、県内では弾力的運用を図ること。
- 4) 介護老人保健施設は市町村の介護保険事業計画により整備されるが、人工透析患者も入所できるよう、また災害時や緊急時の対応も想定して、一定数の透析治療が可能な設備や施設の併設を図ること。

(5) 自治体の新総合事業について

- 1) 昨年は新総合事業のサービス類型は県内でも市町村によって大きく異なり、国のガイドライン通りには進んでいないことを指摘したが、県によれば平成29年度の実施状況は、訪問型サービスA・Bとも11市、通所型サービスはAが7市村、Bが10市町と、3分の1以下の自治体に留まっており、この指摘を裏づけている。

市町村の新総合事業の「多様なサービス」は「介護保険サービスを補完する事業」、「希望する高齢者の生活を支援する事業」と位置づけ、第7期以降も原則として介護予防給付に相当するサービスを保証するよう市町村に指導・助言を行うこと。

- 2) A事業では無資格者による質の低下が心配されることから、サービスの質を保証する適切な報酬単価を設定する必要がある。県は市町村の新総合事業の単価を検証し、また新総合事業を受けている事業所へのアンケート等によりサービス内容に応じた適切な単価となっているかを把握し、市町村への指導・助言を行うこと。

また、必要な専門職員や人員の配置を確保し、介護サービスの充実に努めること。

- 3) 基本チェックリストによる新総合事業への振り分けはやめ、まず介護認定申請を優先的に保障し、その上で要介護非該当の方等に新総合事業による必要なサービスを提供するよう、市町村に指導・助言を行うこと。

基本チェックリストの対象者には、同時に介護保険認定申請書もしくは要介護認定申請を受けることを推奨する文書やチラシ等を必ず配布するよう、市町村に指導・助言を行うこと。

なお、要介護認定申請を優先している市町村があれば、その名前を明らかにすること。

(6) 介護職の確保と処遇改善について

- 1) 県内でも介護職不足が指摘されているが、県の人材確保計画に比べ、第6期では何人の介護職を確保できたのか充足度を明らかにすること。

また、現在の人材不足の状況と具体的な人材確保策について明らかにすること。

- 2) 介護職の賃金は全職種平均で約10万円低いと言われており賃金引き上げは急務であるが、施設型、居宅型（通所サービス、訪問サービスなど）、地域密着型のサービス類型別に、処遇改善状況、賃金引き上げの状況を示すこと。

併せて、移動時間や待機時間は時給に換算されないなど、訪問ヘルパーの処遇は特に劣悪である。県として賃金引き上げに向けた具体的な対策を示すこと。

- 3) 事業所が介護職員処遇改善加算を取れない主な理由として、「事務作業が煩雑」、「利用者負担の発生」、「対象の制約のため困難」の3つが挙げられている。利用者の負担増を招かないよう、処遇改善の財源は介護保険と別枠で交付するよう国に求めること。介護職のみならず介護事業所に働く労働者も対象として賃金を引き上げるよう、国に求めること。

- 4) 介護福祉士など介護職の養成校では充足率は4～5割と言われ、深刻な定員割れが続いている。受講生の確保に向けた対策や助成措置など、養成校への支援策を検討すること。

介護職の処遇改善等が前提ではあるが、県内の高校生等に介護職場の魅力を普及することは重要な取り組みの一つと考えられる。

(7) その他介護保険制度全般に関して

- 1) 介護療養病床の廃止は6年間延期されたが、その転換先とされるのが介護医療院であり、介護療養病床や介護老人保健施設に相当する基準を持つ介護施設である。

国は転換を誘導するため、次期介護報酬改定までの期間は移行定着支援加算（1年間）を設け、県も「今後3年間は、介護療養型医療施設や医療療養病床からの転換を優先する」としている。

医療療養病床の施設基準は医師48対1、看護職と介護職はともに4対1（6対1とする経過措置あり）だが、介護医療院I型（介護療養病床相当）は医師は同基準だが看護職と介護職は6対1で、医療療養病床を転換すると施設基準が下がる。

また、2018年度介護報酬改定で設定された介護医療院の報酬が次期改定でも保障されるとは限らず、施設基準の経過措置も継続されるとは限らないと危惧する声もある。こうした点から、県内での拙速な移行は控えること。

- 2) 同一事業所による高齢者と障がい児者のサービスを可能とする「共生型サービス」が行われようとしているが、介護や障がい福祉はそれぞれ異なる専門性が求められる分野である。専門性の担保、担い手の処遇、サービス単価の水準等を適正に確保すること。

- 3) 介護利用料の3割負担化に関し、すでに負担増により制度から排除される利用者も出ており、県として利用料の引き下げを求めること。

- 4) 療養介護施設の入所者募集にあたり、医療的ケアの程度が重い人を排除しないよう、対策を講じること。

[4]. 公的年金給付の削減中止と年金制度の改善に向けて

(1) 県として以下のことを実施すること

- 1) 高齢者の生活実態を把握することは県が高齢者施策を検討する上でも重要であり、年金は老後の生活保障としての重要な社会保障制度であることから、県内の年金支給実態を把握し公表すること。
- 2) 県内の無年金者を把握し、県として一定の救済措置を講じること。

(2) 以下の事項を国や関係機関に求めること

- 1) 全額国庫負担の最低保障年金制度を創設すること。また、国民皆年金制度にふさわしく無年金者に対す救済措置を講じること。
- 2) マクロ経済スライドは廃止し、年金給付の削減は中止すること。
- 3) 物価スライドに使われる消費者物価指数は高齢者の生活実態を反映しておらず、高齢者の生活実態を反映した指数を採用するよう見直すこと。
- 4) 年金支給開始年齢を見直す動きがあるが、年金制度への信頼性を損なうものであり、これ以上支給開始年齢を引き上げないこと。
- 5) 未納保険料の追納に関し、後納可能期間を長期に延長し無年金者の減少を図ること。
- 6) 高齢者の生活を安定させるため、隔月支給ではなく毎月支給に改善すること。
- 7) 年金給付から各種保険料や住民税が天引きされているが、実務的利便性の問題ではなく受給権や生存権の侵害である。年金からの天引きを中止すること。
- 8) 年金積立金は被保険者の大切な財産であり、高いリスクを伴う株式運用はやめ、安全な運用に努めること。

[5]. 生活保護制度の改善と生活困窮者の救済に向けて

(1) 生活保護制度の改善・充実について

- 1) 生活保護基準が引き下げられ保護費の削減が行われており、生活保護受給者援護のため県独自に夏季と年末に福祉手当を各1万円支給すること。なお、県内の貧困実態について調査するとともに、県内の捕捉率を明らかにすること。
- 2) 異常な猛暑が続いている。エアコン設置に関しては、国は2018年4月以降に一定条件を満たす場合の購入費支給を認めたが、3月以前の保護開始者も対象とすることや期限を切ることのないよう国に求めること。
また、「熱中症予防が特に必要とされる者」を高齢者、障害児者、小児及び難病患者に限定することなく、国の通知どおり「健康状態や住環境等を総合的に勘案」することと、「保護の実施機関が必要と認めた者が該当する」ことを、県内各福祉事務所や所管課に徹底すること。
- 3) 福祉事務所等のケースワーカーの加重負担解消のため増員を図り、生活保護利用者の人権を尊重した支援ができるよう研修を重視すること。ケースワーカー一人の担当が減少傾向という回答があったが、依然としてケースワーカーの対応が不十分で支援が行き届いていない例が散見される。この10年間におけるケースワーカー一人が担当する案件数の推移を明らかにすること。
- 4) 厚労省通知の範囲を越えた過剰な資産調査は人権侵害でありやめること。
- 5) 無料低額宿泊所について事前届け出、最低基準の整備、回線命令の創設等規制を強化すること。入居中の劣悪な待遇については、改善指導を厳しく行うこと。
また、利用者の転居希望の有無と転居が実現しない理由等について定期的に調査を行い、自立支援を促進すること。県として自立支援施設を設置すること。

(2) 生活困窮者自立支援法について以下の項目を国に働きかけること

- 1) 改正生活困窮者自立支援法の理念を受け、地域格差が生じないように、子どもへの学習支援を強化し、家計改善支援にも取り組むこと。
- 2) 就労準備支援事業に取り組むこと。また、就労訓練の1つである「中間的就労」は最低賃金以下で働かせて良いとなっており、生活困窮者を劣悪な労働環境においてもかまわないとするものである。直ちに見直すこと。
- 3) 「住宅確保給付金」は、対象を離職者に限定せず広げ、使い勝手の良いものに改めること。
- 4) 生活困窮者支援法には経済的給付はほとんどなく、生活困窮者の支援の実態とかけ離れたものになっているため改善すること。
- 5) 相談窓口業務は就労に偏った支援である。給付金についても再就職ができそうな人にしか利用を認めないなどの運用はさけること。
- 6) 生活保護を受けるべき人が自立相談窓口に戻され、生活保護が必要な人が受けられず帰されるこ

とにならないよう、運用に配慮するよう指導すること。

- 7) 自治体職員、自立相談支援事業の相談員、就労準備支援事業・家計改善支援事業等の支援員、民生委員等の情報共有を行う会議体を設け、包括的早期な支援を行うこと

(3) 生活困窮者への支援について

- 1) 餓死・孤独死の防止のため、熱中症対策として、エアコンを必要とする世帯へのエアコン購入への援助を県独自で行うこと。
- 2) 生活保護受給者、低年金で暮らす高齢者をはじめ、生活困難に直面している県民への支援事業を充実させるため、生活実態調査を市町村と協力して行うこと。
- 3) 県営住宅の大量建設を図ること、家賃減免制度の周知徹底を行うこと。家賃滞納による安易な追い出しはしないこと。
- 4) 生活に困窮する高齢者、子育て世代、若者への家賃補助など住宅支援、住居喪失者のための住居と安定就労のための「チャレンジネット」の取り組みを、国とも連携して拡充すること。

[6]. 高齢者福祉の充実に向けて

(1) 高齢者の実態把握について

- 1) 県は市町村が独居高齢者や高齢者のみ世帯の実態把握を行うよう、市町村に指導・助言すること。県の高齢者福祉施策を検討する上で、また災害時の避難対策や防災上も重要と考える。
- 2) 一人暮らし高齢者数、老老世帯数、一人暮らし要介護者数、介護世帯数などの基礎的データを一元管理していない自治体があれば、明らかにすること。これらのデータを把握し、情報を公開するよう各自治体に指導すること。

(2) 高齢者が地域で生き生きと暮らせるために

- 1) 県が行っている高齢者の見守り事業に関し、孤独死などを未然に防ぐことが可能か、不足している課題は何かを明らかにすること。
また、高齢者が孤立しない地域コミュニティづくりに関し、モデル事業のノウハウの普及にとどめず、県として市町村や政令市の行政区別に数値目標も設定して、見守り事業の推進状況を把握すること。
- 2) 市町村とも連携して、緊急時の対応や関係機関等の連絡先など、高齢者が手軽に一目でわかる壁などに貼れるもの作成すること。
- 3) 高齢の単身世帯や夫婦のみ世帯において、緊急事態や災害時に外部に連絡でき救助を求められる機器等の設置について、助成措置を講じること。

[7]. 障がい者福祉の充実に向けて

(1) 障がい者の差別解消に向けて

- 1) 2014年に障害者権利条約が批准されたが、障がい者の人権を守るために、また障がい者に対する理解の普及・啓発にとどまらず条約の理念を県のあらゆる施策に反映するために、早急に障害者権利条例や障害者差別禁止条例を制定すること。
また、条例制定にあたっては広く障がい者団体から意見を聴取すること。
- 2) 障害者差別解消法における「差別を解消するための措置」として位置づけられる「差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の不提供の禁止」の具体化に関し、事例集を作成し公開しているとのことだが、その周知と広報が不十分である。障がい者の方の利用施設や商店街などをはじめ、広報やポスター等を掲示するとともに直接県民にわかりやすく周知すること。
- 3) 障害者差別解消法や「ともに生きるかながわ憲章」などの主旨を生かし、障がいに対する理解を深めるよう、県職員等が障がい者支援の現場での体験研修などを行うこと。
- 4) 身体障がい者と知的障がい者だけに適用されている神奈川県内の「バス運賃割引制度」を精神障がい者に対しても適用するよう、神奈川県バス協会に強く働きかけること。
- 5) 優生保護法下の強制不妊手術について、被害者が賠償責任を問う訴訟が各地で起こり、国においては賠償について検討が進められている。本県としても補助制度まで設けて強制不妊手術を推進した責任を重く受け止め、県内の実態を調査し、県としての補償を行うこと。

(2) 障がい者への経済的支援の強化について

- 1) 在宅重度障害者手当の対象を拡大すること。特に、障害者差別解消法に抵触する65歳の年齢要

件は廃止すること。

- 2) 肢体不自由者が地域で安心して暮らすために県として家賃補助制度を創設すること。
- 3) 親亡き後の障がい者、高齢の障がい者を介護している家庭、一人暮らしの障がい者に向けた支援を充実すること。障がい者総合支援法の改定で自立生活援助が創設されたが、見守り事業の拡充だけでは不十分であり、地域生活を支援する制度を充実させること。また、経済的援助を含む支援体制を確立すること。
- 4) 市町村が実施している福祉タクシー制度の県内共通利用について、県が主導して実現を図ること。県内どこでも利用できるように、県の支援を強めること。

(3) 障がい者の日常生活や活動支援の強化に向けて

- 1) 障害者総合支援法に基づくサービス利用計画書が当事者の意向に沿った計画となるよう、相談支援専門員の増員計画を示すこと。県として相談支援専門員の育成や増員に向けた助成措置を講じること。また、相談機関の増設を市町村に働きかけること。
- 2) 障がい者の移動支援サービスなどが利用できない地域がある。県として事業所設置の促進や人材確保を図り、何処に住んでいても何時でも利用できるようにすること。
- 3) 障がい児の放課後等デイサービスにおいて、専門的知識を持った人員を配置し、質の向上を図ること。また、報酬の改定により、事業継続が厳しくなったところもあると聞いている。質の向上を図りながらも事業が存続できるように支援の強化を図ること。
- 4) あはき業を自営している視覚障がい者に対して、往療（出張）するためのガイド、治療所の清掃、経理や保険請求等の書類の作成等を援助するためのアシスタントを配置する制度を新設すること。また、国に対して制度化を働きかけること。

(4) 福祉施設等の整備及び利用促進に向けて

- 1) 湘南東部福祉圏域では医療型障がい児入所施設及び療養介護事業所、県央福祉圏域では医療介護型施設が不足している。県として入所調整だけではなく、希望者の入所を可能とするよう施設の増設を図ること。
- 2) 在宅の重症心身障がい児・者が緊急時及び家族のレスパイト時に入院できるショートステイのベッドが不足している。地域の総合病院にショートステイができるようにベッドを確保するよう、県から働きかけるとともに財政的支援を行うこと。
- 3) 在宅の重症心身障がい児・者が通える医療的ケアに対応できる通所施設を増やすとともに、その通所施設がショートステイも可能となるように、施設の充実を図ること。また、これらの事業が国の交付金制度だけではなかなか進まないことから、これらの事業を市町村まかせにせず、県独自の支援策を講じること。
- 4) 肢体不自由者の通所施設や生活介護事業所を増設し、利用者が選べる環境を早期に講じること。肢体不自由者（重症心身障がい者含む）のグループホームの設置を促進すること。また、医療的ケアを必要とする障がい者も利用できるよう、積極的な医療との連携と設置が進むように、市町村に働きかけること。

(5) 障がい者施策に関わる市町村への支援について

- 1) 長期入院の結果、退院後の生活の見通しが見えないまま年齢を重ねている精神障がい者の地域移行・地域生活支援を市町村まかせにせず、すべての市町村が支援事業を実施できるように県として積極的に支援をし、県独自の助成措置を講じること。
- 2) 県所管域の市町村の地域生活支援拠点の整備について、市町村まかせにせず、県として積極的に支援すること。
- 3) 市町村が障がい者グループホームの設置を推進できるよう、県独自の支援をすること。

(6) 県ライトセンターや県社会福祉会館に関わって

- 1) ライトセンターの施設改修を進めること。また、最低賃金も毎年上昇していることから、指定管理の期間内であっても指定管理料の増額を図ること。
- 2) 神奈川県社会福祉会館の建て替えについては、福祉関係団体が地域の福祉ネットワークを維持・向上できるよう、県域における福祉の拠点施設の環境整備を図ること。

[8]. 未病関連事業予算について

(1) 未病関連予算の見直しについて

「未病」関連事業予算に関し、事業の適正な評価と検証を行うこと。未病産業の創出について、県は経済効果や雇用効果等を示しておらず、予算支出の根拠が曖昧である。

また、国は社会保障の経済効果について、1999年版厚生白書で「最終需要が1,000億円増加した場合で、約2,341億円となる」、「都道府県や市町村における社会保障の経済効果など、社会保障が地域内の経済に与える効果も大きい」と、具体的な数値も上げている。「未病」関連事業予算は見直し、社会保障や福祉関連予算を拡充すること。

《4》. 雇用を増やし、中小企業を守り、地域経済の振興に向けて

[1]. 雇用を増やし、働くものの権利を守る神奈川を

(1) 労働者保護行政の強化について

- 1) 労働者の権利擁護、労働組合育成を図る労働者保護行政機能の充実と体制強化を図ること。労働行政に関わる人員の増加を図り、かながわ労働センター及び各支所の体制を抜本的に強化すること。また、労働相談体制と機能の充実に向け、専門的な知識を持った職員を計画的に育成すること。
- 2) 労働相談体制と機能の充実に向け、専門的な知識を持った職員を計画的に育成すること。新たに支所を設置すること。

(2) 神奈川県労働委員会の体制強化について

- 1) 神奈川県労働委員会の事務局の人員を増やし、より使いやすく、より迅速な対応ができる予算の増額と体制を構築すること。
- 2) 迅速な審理を保障するために、労働委員会の審問室・控室の拡充を図ること。

(3) 企業への指導・啓発について

- 1) 非正規労働者を含め、安易な解雇を行わないよう、企業に対し強力に指導・啓発をすること。
- 2) 雇用や地域経済に重大な影響を及ぼす事業所の閉鎖・縮小、リストラなどの経営計画については、労働者からの要請がなくとも雇用対策の一環として事前公表させ、労使間ばかりでなく下請関連企業や地元自治体との協議を行うよう要請すること。県としても情報を収集し、必要な指導・啓発を行うこと。
- 3) また、雇用の安定を図るために、改正された労働契約法の趣旨に反するような有期雇用労働者の雇止めがないよう、情報収集や事後対応にとどまらず、抑止のための啓発指導を強めること。

(4) 労働法規の遵守について

- 1) 労働基準法など労働法規を遵守するよう、指導・啓発を強めること。労働センターの相談などで県が違法行為を行う企業を把握した際は、直ちに労働基準監督署と協力し法規違反を是正させること。
- 2) 人権侵害であるパワハラ・セクハラ・マタハラなどを根絶するために実態調査を行い、解決に向けた県独自の施策を行うこと。
- 3) また、いわゆる「ブラック企業」の根絶に向け、「ディーセントワーク条例」を制定すること。

(5) 労働法の基本的知識の周知について

- 1) 若者への労働法の基本的知識の周知に向けて、高校生用の働くルール学習副読本を充実させ、引き続き私立学校を含む各学校のすべての生徒に配布すること。
- 2) 毎年発行している労働手帳の増刷と合わせ、パートタイム、契約社員、派遣労働者など雇用形態別のハンドブックを発行すること。高校生・大学生に向けた簡易な「労働手帳」のようなものを発行し、配布すること。
- 3) 高校、専門学校、大学など、学校教育の中で労働のルールを学ぶ機会を確保するよう努めること。

(6) 職業訓練校の改修・整備について

- 1) 県立産業技術短期大学校西キャンパスは施設整備において一定の改善が見られるが、なおドアや壁面、排水施設の老朽化対策をはじめ、エアコン、女子トイレの通気など施設・備品の改修・整備を早期に行い、訓練環境を抜本的に改善すること。

(7) 企業への助成金のあり方について

- 1) 「インベスト神奈川」や「セレクト神奈川100」など、県が助成した企業が、労働者の大量解雇や重大な法令違反を犯した際には、助成金の支給を凍結すること。また、助成企業が撤退や事業縮小などした際は、助成金の返還を求めること。県内中小企業への波及効果が測定不可能であるにもかかわらず、莫大な利益を溜め込んでいる大企業への助成を中止すること。

(8) 県内雇用の拡大に向けて

- 1) 正規雇用を拡大するために、県独自の施策を実施すること。また、国に対し、実効性のある正規雇用拡大の対策を行うよう働きかけること。雇用の重要な役割を担う中小企業について、雇用確保・拡大に向けた県独自の支援策の充実を図ること。
- 2) 雇用をさらに不安定化する労働法制の改悪について、反対すること。直接雇用・無期雇用を原則とする雇用ルールを確立するよう、国に求めること。働き方改革一括法の中に盛り込まれた高度プロフェSSIONAL制度に関しては長時間労働を合法化する危険性があり、法の趣旨に照らして廃止を国に求めること。
- 3) 高校卒業生の就職を保障するため、経済団体、企業などに正規雇用を増やすよう、強力に要請すること。就職も進学もできずに卒業した青年について、県として労働局と連携して状況を把握し、就職など生活確立に向けた援助を行うこと。就業支援の認知度を高めること。
- 4) 県立職業技術校について、訓練内容を充実すること。教科書代などの訓練費用を無料とし、交通費や生活費を補助すること。
- 5) 雇用の実態調査を行い、県の各機関への障がい者雇用を促進するとともに、雇用率の低い大企業については、達成のための指導を行うこと。中小企業などが障がい者を積極的に雇用できるよう、県としての支援策を引き続き拡充すること。

(9) 正規雇用の拡大と均等待遇の実現に向けて

- 1) 国・神奈川労働局が策定した「正社員転換・待遇改善実現プラン」に対応し、県としても独自に取り組みを強めること。少なくともプランが示した目標に対する県内の進捗状況を把握し、推進を図ること。
- 2) 非正規労働者の賃金・労働条件を労働局とも協力し調査して、条件を満たしている全ての労働者の労働保険、社会保険加入や、正規労働者との均等待遇、正規化への啓発を強めること。

(10) 労働時間の短縮と賃金引き上げに向けて

- 1) 過労死、過労自殺を防ぐために、全ての労働者の年間総実労働時間を1800時間以下にさせるよう啓発・指導すること。不払い残業をなくし、年次有給休暇取得の取り組みを強めること。
- 2) 全ての県民が健康で文化的な生活を実現できるよう、最低賃金「時間額1500円以上」の実現を国・神奈川労働局に強く働きかけること。県が直接雇用する全ての労働者の賃金時間額を1500円以上にすること。県が直接雇用する非正規労働者の労働条件を正規職員と均等待遇とすること。
- 3) 地域経済活性化の観点から、県内経営者団体などに対し、県知事が賃金の引き上げを要請すること。県としても新たな賃下げ・労働条件改悪を行わないこと。
- 4) 全ての企業に対し「年金の全額支給まで雇用を継続する」よう強く啓発指導すること。高齢者雇用安定法5条及び40条に規定する高齢者団体に対し、援助・助成をはかり、育成すること。

(11) 障がい者雇用の促進に向けて

- 1) 雇用の実態調査を行い、県の各機関への障がい者雇用を促進するとともに、雇用率の低い大企業については、達成のための指導を行うこと。中小企業などが障がい者を積極的に雇用できるよう、県としての支援策を拡充すること。
- 2) 国立県営の神奈川障害者職業能力開発校について、職員配置は国基準を上回る県単加配を継続・充実するとともに、国基準の引き上げ・予算措置の充実を国に求めること。空調設備をはじめ施設設備の老朽化対策の早期実施を図ること。
- 3) 障がい者雇用の拡大や障がい事業所の仕事興しに向けて、県や市町村など公的機関の仕事を受注した企業が障がい事業所等への優先調達や業務委託を行う仕組みを検討し、経営干渉にならない範

困で実施すること。

(12) 外国人労働者について

- 1) 外国人労働者と外国人実習生、外国人学生の就労の実態について全面的に調査し、雇用・賃金・労働条件等の大幅改善、労働保険や社会保険加入など行われるよう、雇用主等への啓発・指導を行うこと。
相談に対応することはもちろん、労働問題が顕在化しにくい労働者であるからこそ、実態把握を通じて課題を抽出すること。外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習の保護に関する法律に基づき設置された外国人技能実習機構を、本県にも設置するよう国に要望すること。
- 2) 外国人労働者の権利を守るための様々な基準やルールを徹底するために、神奈川県第三者管理協議会が役割を果たすよう、行政機関だけでなく法律家、労働関係者や学者などを構成するメンバーに含め、会議を公開し、定期的に開催して実施状況を確認し公開すること。
また、外国語の労働手帳を発行し、全ての外国人労働者に配布すること。
- 3) 関係機関とも連携し、外国人専用の労働相談や個人紛争救済をサポートする機能を作ること。特に外国人技能実習制度は劣悪な低賃金代替労働となっている実態が指摘されており、それにとどまらず技能実習生への人権侵害が後を絶たず、逃亡や行方不明者も出るなど、諸外国からも批判を浴びている制度であり、強く是正が求められる制度である。県としてもこの制度の改善を求めること。外国人雇用主への労働法規の啓発・周知を強めること。
- 4) 神奈川県が国家戦略特区に提案した外国人家事支援人材事業は、新たに家事支援の分野に規制緩和を拡大するものであり、低賃金労働の促進が懸念される。また顧客情報を県が把握できないなかで、保育や介護など家事支援以外の労働が無資格で行われる可能性も否めない。こうした事態を招かないように県としても有効な対策を講じること。

(13) 県が発注する公共工事や委託業務の質の向上へ、従事する労働者の適正な賃金の確保等

- 1) 公契約条例を制定し、県が発注する公共工事や委託業務に従事する労働者の適正な賃金が確保されるよう指導すること。条例制定にあたっては、末端の下請労働者の賃金実態を行政主導で把握する仕組みをつくり、実効あるものにする。
また、「公契約条例制定自治体運用状況調査」結果についての分析結果・見解を公表すること。
- 2) 最低制限価格制度の拡充を図ること。
- 3) 委託費の積算基準、特に人件費の積算基準を確立すること。
- 4) 県の委託業務に関わり、税金を使った公共事業であることに鑑み、委託先が変更になった場合、そこで働く労働者の雇用を継続するよう委託先に要請すること。県が進める公共事業で労働者に不利益が生じる事態を招かないよう、強制力がなくとも回避の要請は行うこと。

(14) 県内争議の早期解決に向けて

- 1) 県内争議の早期解決のため、指導・助言を強めること。大企業職場での「非正規切り」について、早期に解決するよう県として企業に働きかけること。
- 2) 地域経済への影響にも配慮し、相談を受けての対応のみならず、事業者に対してリストラや退職勧奨などを行わないよう、働きかけること。
- 3) 福祉施設の職場で発生している「緑陽苑争議」を解決するため、指導性を発揮すること。

(15) 福祉労働者の処遇改善に向けて

- 1) 介護・福祉職場をはじめとした県の指定管理、委託、請負業務に従事する労働者の賃金・労働条件を点検し、人間らしく誇りをもって働けるよう処遇改善を指導、推進し、そのための支援策を拡充すること。賃金支払い状況の把握にとどまらず、実態に即した賃金受け取り状況の把握を行うこと。指定管理施設には社会保険労務士による労働審査制度を導入すること

[2]. 小規模事業者の施策を推進し、地域経済の活性化を

(1) 地域を支える小規模事業者の実態把握に向けて

- 1) 地域経済と社会を支える個人事業や家族経営等の役割に対する評価を明確化すること。小規模事業者の経営実態に踏み込んだ調査を直ちに行い、経営環境の改善と支援策を具体化促進すること。
- 2) 「中小企業・小規模企業活性化推進計画」には、小規模事業者の声が反映されているとは思われない。小規模事業者を審議会の構成員に入れること。モニター制度においても、小規模事業者の意

見が恒常的に反映できる仕組みを作ること。

(2) 地域経済の振興と仕事興しに向けて

- 1) 「住宅リフォーム助成制度」を創設し、市町村が実施している施策を後押しし、全県に広げること。
- 2) 環境保全や地域防災を担う建設・土木工事業者への経営支援を強めること。
- 3) 地域のコミュニティーの核となる商店街や工場街を守るため、小企業者が借りる店舗や工場の家賃に補助する措置を行うこと。
- 4) まちなか商店・店舗・工場リニューアル助成制度を創設すること。
- 5) 小規模修繕契約希望者登録制度を実施すること。
- 6) 基盤技術の担い手である町工場に対し、単価・工賃水準を調査すること。また、持続可能な経営を展望できるよう、当面、工場の家賃や機会リーズ代の補填、休業補償や雇用の維持への支援を強めること。
- 7) 小売・サービスへの経営支援として、商店街の魅力を高めるため、商圈内の消費者意識調査を支援し、空き店舗と駅地活用、事業所の入れ替わり、事業承継及び新規開業を支援する仕組みを作ること。空き店舗の対策としては「未病を改善する」とどまらず地域を活性化する取り組みに対し、店舗改装費等の補助を行うとともに、予算を抜本的に増やすこと。
- 8) 県独自にもものづくり補助金や小規模事業者持続化補助金の制度を創設し、経営指導、技術指導と結び付けて、経営支援を強化すること。
- 9) 料飲業者に対する警察の過度な取り締まりを行わないこと。「夜の社交場」としての料飲業者の営業の自由を保障すること。
- 10) 公衆浴場設備整備費補助の対象に、ヘルシーパーク健康増進施設・サウナ室・多目的スペース設備等を加えること。
- 11) 「セレクト神奈川100」を中止し、予算を赤字経営で苦しむ小企業者・小規模企業の支援にまわし、循環型の地域経済の振興を進めること。
- 12) 地域経済や国民の生活と健康に重大な影響を及ぼすカジノの誘致を行わないよう、横浜市など関係機関に働きかけること。

(3) 子どもやお年寄りが安心して暮らせるまちづくりのために

- 1) 大型店の深夜営業を規制し、地域住民の安全と健康を守る生活環境を確立すること。
- 2) 大規模小売店舗立地法の地域的受給状況の勘案の禁止条項（第13条）を廃止するよう、国に働きかけること。
- 3) 大型店が出店する際は商店街など地域の商業環境、住民の生活環境などへの影響評価に関する情報提供を義務付け、立地予定地の住民への説明と合意を得る仕組みを作ること。
また、事業継承について、到達点と県としての問題点の認識を明らかにすること
- 4) 住民の生活環境が守られるよう、違法民泊の取り締まりを強化し、住宅宿泊管理業者や住宅宿泊仲介業者の指導・監督を徹底すること。

(4) 下請保護に向けて

- 1) 元請企業や中間企業の下請企業に対する不払いについて、建設業法第41条による積極的な行政指導を行うこと。
- 2) 下請け取引適正化推進講習会を拡充し、企業への案内を広げるなど、下請け取引適正化の取り組みを強めること。

(5) 中小企業支援に向けた官公需政策の抜本的な改善について

- 1) 県とその外郭団体が行う工事、物品及び委託契約の発注にあたっては、県内事業者、地元事業者へ優先発注を基本とすること。
- 2) 中小企業向け発注目標額を着実に達成し、中小企業の受注分野への大企業の参入を規制すること。
- 3) 随意契約の範囲を広げること。
- 4) 地元優先発注や分離分割発注を奨励すること。また、発注目標額と達成率、随意契約の内容、地元優先発注や分離分割発注の度合いを県民に明らかにすること。
- 5) 公共施設や住宅の修繕で、地元産木材などの利用や地元の工務店・大工への発注を奨励すること。
- 6) 中小工事への大手の参入を規制する「条件付き」一般競争入札の普及を図ること。

(6) 融資制度等の改善に向けて

- 1) 税金滞納や過去の事故・免責、親族の債務、赤字決算などがあっても融資への道を閉ざさず、親身になって相談に応じること。
- 2) 金融機関に、事業者に対し「どうすれば融資が可能か」具体的に助言し、コンサルタント機能を発揮するよう要請すること。
- 3) 資金繰り円滑化借款補償融資制度を創設すること。
- 4) 県独自の債権放棄による経営再生をめざす制度融資損失補償施策を創設すること。
- 5) 生活福祉資金の審査で却下された場合、却下の理由を一律に非開示とするのではなく、貸し付けない理由を明示することが「世帯の更生を図る」ことにつながる場合もあるため、問い合わせがあった場合は開示すること

(7) 税制・税務行政等に関して

- 1) 2019年10月に予定されている消費税率10%への増税を中止し、当面税率5%に引き下げることを国に強く求めること。
- 2) 消費税の仕入税額控除において、中小業者に多大な実務負担を押し付け免税業者の取引排除を招く適格請求書（インボイス）方式を導入しないよう、国に求めること。
- 3) マイナンバー制度は国が国民を徹底管理する意図があり、漏えいなど膨大な事故も予想される。既に制度を悪用した詐欺も起こっており、制度の廃止・凍結を国に求めること。
また、マイナンバーが不記載でも各種申告書を受領すること。
- 4) 県税の滞納整理は、生存権を保障する観点から国税徴収法に基づき、滞納者の生活や経営実態を把握し、実情に即した対応を行うこと。差し押さえ禁止財産が預金などに移ったことを理由に、むやみに差し押さえは行わないこと。再生支援機構などと連携し、再生と結び付けた納付を推進すること。納税緩和措置が滞納整理マニュアルにどう位置づけられているか明らかにすること。

[3]. TPP11の発効に反対し、食の安全と農林水産業振興のために

(1) TPP11について

- 1) 環太平洋連携協定（TPP）から離脱したアメリカを除く11カ国による新協定（TPP11）の批准が承認されたが、新協定も、農業や国民の暮らし、食の安全、地域経済に重大な影響を及ぼすものである。発効しないよう国に強く求めること。
また、日本はTPPの署名をしたとはいえ、効力は発生していない。食の安全と家族経営を守るためTPPから撤退するよう国に求めること。
- 2) 9月27日に、日本はアメリカと2国間のモノの貿易を自由化する物品貿易協定（TAG）の締結に向けた交渉を始めることで合意した。これは実質的な2国間でのFTA交渉である。米韓FTAは韓国経済や雇用に大きな悪影響を及ぼしていることから、アメリカとの2国間のFTAを締結しないよう国に求めること。

(2) 食料自給率の向上について

- 1) 2017年度の農業白書では、担い手の高齢化や減少が課題となる中、近年、若手の新規就農者数が高水準で推移していると述べている。しかし、食料自給率は2016年度では、カロリーベースで1ポイント低下の38%となり、食料の潜在生産能力を表す食料自給力指標は、低下傾向で推移していると述べている。食料自給率の向上を全ての政策の柱に位置づけるよう国に求めること。

(3) 都市農業振興のために

- 1) 市街化区域の農地を存続するために都市農業推進条例を改正し、市町村支援の充実を図ること。

(4) 農業後継者の育成と農業・畜産の振興に向けて

- 1) 「農業次世代人材投資資金事業」制度は、希望する青年全てを対象とするよう、国に制度の改善を求めること。
- 2) 青年給付金制度が改定されたが、受給期間の延長などはされていない。受給期間の延長と受給期間終了後の県の支援制度を具体化すること。
- 3) 新規就農者の多くが志望する有機農業の本格的指導体制の構築と、有機農業を実践するグループへの支援を強化すること。
- 4) 畜産振興のため、飼料の自給生産の推進と価格安定基金の拡充を進めること。体験型農園を開設

する者に対し、開設、整備費用を支援すること。

- 5) 種子法が廃止をされたが、他県では条例制定をし、県としてこれまでと同様の取り組みができるように位置付けている。県としても条例制定をし、県独自に原原種や原種の生産に責任を持つ姿勢を明確にすること。併せて、種子法を復活させるよう国に求めること。

(5) 林業の振興に向けて

- 1) 公共建築物等の建設にあたっては、神奈川県産材の使用を今まで以上に促進するために、県としての支援策を拡充すること。
- 2) 一般住宅の新築やリフォームなどへの利用を広げるため、県独自の補助制度を創設すること。

(6) 鳥獣被害対策について

- 1) 鳥獣被害対策として、県は支援センターを新設したが、より一層の対策強化と実効性が求められているため、予算を拡充するとともに捕獲を担う人材の育成・確保のための対策を強化すること。
- 2) 現在、鳥獣被害対策を自然環境保全課が行っているが、自然保護を進める課が、鳥獣の駆除を行うことは駆除を進める上で矛盾を生じると考えられる。鳥獣対策をより強化するために機構の改革を行うこと。
- 3) 鳥獣の駆除を進めるためにも、ジビエ料理の普及に取り組み、産業として成り立つように支援すること。

(7) 漁業の振興に向けて

- 1) 近年、東京湾側では貧酸素水塊長期化・拡大化、相模湾側では磯焼けなどにより漁場環境が著しく低下しているとのことである。海底の土壌改良や藻場の造成、栽培漁業や資源管理などに関わる対策の推進を図ること。
- 2) 現在国は研修事業を活用し、担い手育成研修を行っているが、事業採択希望者が多く予算が不足しているとのことである。国に対してさらなる予算の拡充を求めること。また、県が行っている新規就業者育成に関わる支援等を引き続き継続し、さらなる拡充を図ること。
- 3) 現在、漁業用軽油引取税の免税措置が継続されているが、漁業者が安心して操業できるよう免税措置の恒久化を国に求めるとともに、県としても漁業操業の効率化や漁業経営の改善につながる施策の推進を図ること。
- 4) 近年、三浦半島などで磯荒らしによる検挙数が過去最高となっている。違法操業や磯荒らしなどの取り締まりを強化するとともに、必要に応じて県として書類送検するなどの対応を強めること。

《 5 》. 防災と環境優先のまちづくり、原発ゼロへ再生可能エネルギーの普及を

[1]. 防災対策の強化

(1) 地震・津波対策の強化と土砂災害や水害の防止について

- 1) 神奈川県耐震改修促進計画で掲げた耐震化率の目標（住宅は2008年度86%を2015年度に90%、2020年度に95%）達成に向け、各市町村の状況を把握し連携を強めながら県として主導的に取り組むこと。
- 2) 戸建て住宅の耐震診断・耐震改修や一部屋耐震化への補助やマンションの耐震診断への補助が市町村地域防災力強化事業補助金のメニューとして制度化されているが、市町村の取り組み状況を把握し、必要に応じて補助率の引き上げ、補助上限額の引き上げを図ること。
- 3) 市町村地域防災力強化事業補助金を拡充し、補助率の引き上げ、補助上限額の引き上げ、補助対象の拡大を図ること。民有地の危険なブロック塀の撤去や改善について補助を新設し、市町村と連携して促進すること。
- 4) 津波の迅速な察知と伝達の体制を充実させるため、相模湾沖でも海底水圧計の運用、GPS波浪計の設置と併せて、多種多様な沖合観測網の整備を進めるよう、国に働きかけること。
- 5) 土石流・地滑りの防止、急傾斜地対策など、土砂災害防止施設の整備を促進すること。
- 6) 地震時に滑動崩落の恐れのある盛土造成地の調査と対策を促進すること。

- 7) 地震時に液状化被害が発生する恐れのある宅地等の調査と対策を進めること。
- 8) 土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定を早期に行い、対策を進めること。土砂災害特別警戒区域内の住宅建替等補助制度を新設すること。
- 9) 津久井湖及び相模湖での護岸崩落防止対策の予算を確保し、強化・促進すること。
- 10) 近年の台風や集中豪雨などによる河川の氾濫、溢水が多く発生しており、早急な河川改修や整備が求められている。今まで以上に対策を強め、県が2010年に策定した新セイフティーリバー計画を前倒しで進めるなど、早期の対応を図ること。少なくとも新セイフティーリバー計画が計画どおり進むように、財政措置を含めた対応を強化すること。
- 11) 河川内にある大木等により狭隘となり、川の流れの妨げになっている箇所など、各河川の浚渫・整備を早急に行うこと。
- 12) 2015年4月に策定した「境川水系河川整備計画」は総事業費（県負担分）が約1200億円と見込まれ、概ね30年間で実施するとされている。つまり、30年で完了するために必要となる年間予算額の目安は40億円である。人員体制を充実強化し予算も確保して、整備計画の着実な推進と前倒し実施を図ること。

(2) 防災体制の確立と住民の避難について

- 1) 市町村の常備消防や消防団体制の強化に向け、県として支援を強めること。市町村防災力強化事業補助金については市町村の取り組み状況を把握し、必要に応じて「自助・共助の取り組みや広域的対応」との基準の柔軟な運用や拡大を図り、補助率の引き上げ、補助上限額の引き上げを図ること。
- 2) 水道、下水道をはじめライフライン施設の耐震化や補強・更新を県として促進し、また、ガス、電気などの関係機関にも施設の点検を働きかけること。
- 3) 収用人数の不足が危ぶまれる地域の災害避難所の設置については、県内市町村と連携し、早急に増やすこと。
- 4) 「大規模災害と障がい者」という観点から、「東日本大震災と障がい者」に関する検証（死亡者・行方不明者の正確な把握、発生直後からの生活実態、避難、避難所、仮設住宅の有効性など）を進め、公表し、県の災害対策に生かすこと。
- 5) 災害時に、一般の避難所で健康な人と同じ環境で生活するのが困難な認知症患者や障がい者、妊婦らを受け入れる福祉避難所を、全ての自治体で小学校区に一つは指定するよう、また、広域的な応援体制の確立や介護ボランティア養成などに、市町村と連携し、県が主導的に取り組むこと。
- 6) 様々な災害を想定したハザードマップの周知・意識化と活用に、市町村と連携し、県民ぐるみで取り組むこと。
- 7) 実際に災害が発生した時の住民への情報伝達の改善・充実に、市町村と連携して取り組むこと。

[2]. 県営住宅など公共住宅改善、住宅政策の充実

(1) 県営住宅の建設と修繕等について

- 1) 県営住宅の空き家が増え続け、県民の貴重な財産である県営住宅の多くが活用されない状況になっていることは問題であり、空き家急増の原因を分析し、対策を講じて、県営住宅を県民の利用に供すること。
- 2) 空き家を募集に出すために必要なリフォーム予算は、十分に確保すること。
- 3) 募集にあたっては、住宅についての情報提供をきめ細かく親切にわかりやすく行うこと。
- 4) 建設後40～50年以上経過した県営住宅は、老朽化が進行し住宅のタイプが古くて現在の生活様式にそぐわないなどの問題もあるので、建替を急ぐとともに、建替の機会をとらえて県営住宅を増設すること。
- 5) 老朽化した県営住宅は外壁が落下するなど危険性が高まっており、修繕・改修を早急に行うこと。また、団地ごとに年次計画を立てて着実に実施すること。
- 6) 神奈川県県営住宅ストック総合活用計画の見直しにあたっては、低所得者、高齢者や障がい者など住宅に困窮する県民に安心できる住まいを提供するため、新規建設や建替時の増設を積極的に位置づけること。
また、建替や修繕について、財政対応の裏づけのある団地ごとの年次計画を策定し、着実に進めること。
- 7) 家賃減免制度の周知徹底を図り、滞納による安易な追い出しをしないこと。
- 8) 県営住宅の街路灯などを、計画的にLEDに変更すること。

(2) 住宅政策の充実について

- 1) 神奈川県として、民間賃貸住宅を対象とする「所得に応じた家賃補助制度」を作ること。
- 2) 住宅に困窮する高齢者のために、家賃補助や入居支援など支援策を講じること。
- 3) 空家の有効活用または解体などについて、市町村への財政支援を行うこと。

(3) 福島原発被災者への住宅支援について

- 1) 県内に避難している福島原発被災者に対し、国に長期無償の住宅提供を保障するなど新たな立法措置を求め、国が家賃減免を解除した場合は県営住宅に入居している世帯へ家賃減免を行い、その財源を東京電力に請求すること。
- 2) 福島からの自主避難者や希望者が応急仮設住宅の供与期間終了後も引き続き入居できるよう、必要な対策を講じること。応急対策を延長すること。
- 3) 災害救助法にもとづく応急仮設住宅として、県営住宅に入居している被災者について、国が応急仮設住宅の提供終了を決定したときは、被災者が希望し公営住宅の入居収入基準を充たす場合は、公募によらずに当該県営住宅への継続入居を認めること。

[3]. 水道事業の改善

- 1) 水道事業を安定化するために、神奈川県広域水道企業団からの受水費の削減などの見直しを行うとともに、神奈川県内広域水道企業団をダウンサイジングすることに、県がイニシアチブを発揮すること。
また、水道施設の稼働率を上げ、適切に施設の統廃合を進めるなど、経営のさらなる効率化を図ること。
- 2) かながわ方式による水ビジネスの推進をやめること。特に「企業庁と民間企業等で培った新たなビジネスモデルを県内、国内に広げ、海外展開へとつなげていく」という方針は、水道事業は原則市町村で行うとした水道法に照らしても問題である。水道事業の包括委託を広げる方針を撤回すること。
- 3) 神奈川県企業庁箱根水道営業所の民間包括業務委託は中止すること。
- 4) 県営水道料金の減免制度について
 - ① 保育所、生活保護世帯に対する減免制度を復活すること。
 - ② 保育所、障がい者就労施設・障がい者グループホーム等への減免率引き下げを中止すること。
- 5) 水道施設整備費（指導監督事務費）補助金交付要綱に定める交付率による交付金額の予算額を確保するよう、国に働きかけること。
- 6) 座間市と県企業庁との間で締結した1978年10月12日の配分量に関する「基本協定書」、1993年の分水に関する「契約書」の見直しを行うこと。
- 7) 県西地域における水道事業の広域化等に関する検討については、包括委託ありきでなく、各水道事業者の課題解決に公共の連携を強め、そのなかで県としても積極的な役割を果たすこと。
- 8) 企業庁・公営企業資金等運用事業について、子育てや介護等の施設整備への政令指定都市も含めた拡充を図るなど、対象事業を見直し県民福祉の向上に役立てること。

[4]. 環境対策の強化

(1) アスベスト対策の強化について

- 1) 県営住宅に住んでいた方が、アスベストが原因による中皮腫と診断され亡くなった。アスベストを使用した県営住宅にお住まいの方、元居住者の方へ情報提供をし、その方たちへの健康調査などを県が責任をもって行うこと。
- 2) アスベストを使用した建物の解体が今後増加する。大気汚染防止法や建設リサイクル法で解体工事前の調査やアスベスト含有建材の解体についての届出などが規定されているが、アスベストの存在を確認せず、改修工事や飛散防止対策なしで解体工事が行われている。人員を増やしパトロールを強化し、不適切な工事が行われないよう改善指導を強化すること。
- 3) 「生活環境の保全等に関する条例」にアスベストの指導指針を規定する方向性が出された。指導指針を規定するだけでなく、レベル3の建材も対象にすることや使用状況の調査、パトロールの強化、罰則を規定するなどの抜本的な改善を図るような内容とすること。
- 4) アスベスト対策はいくつかの部局にまたがるため、ワンストップで全ての対応ができるように体制を作ること。
- 5) 「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」が施行された。法の趣旨を踏まえ、

県として推進体制を整備し、県計画を策定すること。

- 6) アスベスト含有建物の解体工事費用は多額になる。そのため、国に解体工事に関わる補助金の創設など、支援の強化を求めること。また、さらなるアスベスト対策の強化を国に求めること。
- 7) アスベスト疾患の早期発見を可能とし、治療できる体制を構築すること。また、医師の診断技術の向上のための支援をすること。
- 8) 国の責任でアスベストによる健康被害を受けた方の救済と補償を実施し、その対象範囲を広げるよう国に求めること。
- 9) 環境省は「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」に取り組んでいるが、この調査は平成31年度まで実施されると聞いている。公営住宅等に使用された吹付アスベスト等による被害の拡大も想定されることから、神奈川県としてこの調査に参加すること。
また、県内の保健所を持つ全自治体がこの試行調査に参加するよう、各自治体に働きかけること。

(2) 地球温暖化対策の促進について

- 1) 東京電力と中部電力が出資して作ったJERAが、東京電力久里浜火力発電所に新たに石炭火力発電所の建設計画を進めている。世界でも削減されている中で新たに石炭火力発電所を建設することは温暖化対策と逆行することから、建設計画をやめるよう働きかけること。
- 2) 久里浜の石炭火力発電所の建設計画について、県はアセスの準備書の知事意見で強い懸念を表明している。その内容は、住民への理解が進んでいないこと、石炭火力を選んだ理由についても合理的な見解が示されていないことなどである。アセスの評価書が提出されたとしても、県として事業者に対して丁寧に住民への説明を行うよう働きかけること。
- 3) 地球温暖化対策計画について、事業者の削減計画の届出はあるが、そのほかの具体策を規定し、パリ協定の数値目標を達成できるような計画とするよう取り組みを強化すること。
- 4) 地球温暖化対策計画の取り組みを進めるためには、家庭の電力消費を減らす取り組みが重要になってくる。県は省エネリフォーム制度を創設したが、まだまだ周知されていない。予算額を増額するとともに自治体、業者、一般家庭への周知を強化すること。
- 5) 家庭での省エネルギー化を進めるため、家庭でできる省エネルギー対策の紹介や周知をするなど、普及啓発をより一層進めること。また、家庭の省エネルギー対策の新たな施策を講じるよう取り組みを進めること。
- 6) 地球温暖化対策計画について、現在の計画はエネルギー消費段階でのCO₂削減の数値目標があるだけで、生産段階での削減に向けた数値目標がない。これでは再生可能エネルギーの促進にはつながらない。エネルギー生産段階での削減が可能となるような数値目標を設定するなどの改善を国に求めること。
- 7) スマートエネルギー計画で、ソーラーシェアリングを3年間で100件を目標としたことは重要である。達成するためには農業者と農業団体の理解が必要であるため、その取り組みを強化するとともに、先進的に取り組んでいる県内の団体と連携した取り組みを進めること

(3) 神奈川の自然保護について

- 1) 里山や斜面緑地などの開発を抑制するため、緑地の公有化や開発に関する指導指針の改定を行うなどで、神奈川の貴重な自然を守ること。また、人口減少時代を迎える中で、これ以上里山の開発が進まないよう都市計画法の改定などを国に働きかけること。

[5]. まちづくり

(1) 不要不急の大型公共事業の中止について

- 1) 住民合意のないツインシティ計画（寒川—平塚市域）やJR東海道線の大船—藤沢間で検討されている「村岡新駅」と周辺のまちづくり計画は、中止を含む根本的な見直しをすること。
- 2) リニア中央新幹線について
 - ① リニア中央新幹線の建設は、そもそも必要性がなく、自然環境や生活環境を破壊し、事業採算性が見通しが甘く国民にサービス低下や税金投入などの負担を強いるものであることから、中止を求めること。
 - ② 水源地や相模川等の河川の環境保全、大量の建設残土発生にともなう諸問題について、関係する地元自治体とともに県として対応すること。
 - ③ 県立相原高校敷地内でのリニア関連工事をJR東海が要請してきていることについては、教育活動や生徒の学校生活に支障を来さないよう、県として毅然と対応すること。

- ④ J R 東海から受託した用地買収業務については、各地域全体としての住民合意がないまま行わないこと。
- ⑤ リニア中央新幹線建設にともなう神奈川県内の財政負担の見通しについて、県民に明らかにすること。
- 3) 羽田空港へのアクセスをわずか10分短縮するだけの「羽田連絡道路」整備事業は中止を求め、県の財政負担（約17億円）は撤回すること。
- 4) カジノ誘致を含む総合型リゾート開発は進めないこと。

(2) 駅利用者の安全と利便の確保について

- 1) 障がい者、高齢者が安心して外出できるように、ホームドア（可動柵）の設置を引き続き各鉄道会社に働きかけること。ホームドアが設置されるまでの間、ホームの点状ブロックは、内方線ブロックとするよう関係機関に働きかけること。
- 2) 障がい者が駅構内を安全に移動し、電車への乗降を安全に確実にやり、乗り換え等の必要な依頼ができるよう、十分な人員配置を各鉄道会社に求めること。
特にホームドア（可動柵）を設置することにより、駅の用員をなくしたりワンマン運転にしている傾向があるが、それは絶対に行わないよう関係機関に働きかけること。
- 3) 改札口や階段のチャイムは始発から終電まで鳴らすよう、事業者を求めること。
- 4) 精神障がい者の運賃割引制度を身体・知的障がい者と同様な制度とすること。また、国の制度とするよう働きかけること。
- 5) ターミナル駅をはじめ、駅に幅の広い改札を作るよう関係機関に働きかけること。
- 6) 各駅に設けられているエレベーターの位置表示を改札前に分かりやすく表示するよう、関係機関に働きかけること。
- 7) J R 御殿場線前線で I C カードが利用できるよう、関係機関に要望すること。

(3) 地域交通及び都市環境の整備について

- 1) 地域交通の路線廃止や再編の届出は、地域における高齢者の代替交通手段を確保してから行うよう指導すること。
- 2) 高齢化に伴う運転免許返上者もあり、高齢者の通院、買物など生活維持のための外出や社会参加を保障することは、まちづくりの上で地域の重要な課題である。県としても自治体や地域でのコミュニティバスやデマンドバスの導入について調査し、計画立案、事業選定、収支採算など段階に応じて支援を強めること。
また、シルバーパスやかなちゃん手形など高齢者向けの事業を行っている交通各社に、助成を行うこと。
- 3) 高齢者の転倒事故が増えている。2020年のオリンピックやパラリンピックに向けバリアフリーのまちづくりが言われているが、歩行者優先道路の補修・改善対策を強化すること。
- 4) 公共施設、病院及び商業施設に「みんなのトイレ」整備が進められているが、成人でもオムツ交換ができるベッド仕様で整備するよう、指導の徹底を図ること。現在のベビーベッドサイズでは重症児者は使えず、180cmが必要である。
- 5) 神奈川県の都市計画・まちづくり計画に、高齢者団体や障がい者団体の意見を反映すること。
- 6) バス交通など県民の移動手段の充実について
 - ① バス路線維持など交通不便地域の公共交通の維持・充実に取り組んでいる市町村に対し、県として財政支援すること。
 - ② ミニバス運行など努力している事業者、自治会、NPO等に対し、県として財政支援を行うこと。

(4) 地域の活性化に向けて

- 1) 県道路公社管理の有料道路の料金引き下げや無料化を図るなど、地域活性化に向けて積極的な取り組みを行うこと。

(5) 海岸の保全について

- 1) 早急に砂浜の浸食及び砂の劣化原因について調査を行い、最良の養浜及び改善対策を講じるとともに、かながわ海岸美化財団による清掃を強化すること。

(6) 警察関係

1) 信号機等の整備について

- ①歩道安全施設等整備事業費は、圧倒的に不足している。大幅に増額し、信号設置要望等に対応すること。
 - ②都心部の交差点での手押し信号装置を設置するなど、交通弱者向けの対策を急ぐこと。
 - ③高齢者・視覚障がい者用音響装置付きの信号機を大幅に増やすこと。
 - ④騒音の多い広い交差点や福祉施設付近の交差点は、音響装置付きの信号機とし、併せてエスコートゾーンを設置すること。
 - ⑤音響式信号機の音の鳴る時間を可能な限り延長すること。(住宅地は7時前から21時まで、繁華街は23時まで)
 - ⑥歩車分離式の交差点には、音響装置(視覚障がい者用付加装置)を必ず設置し、歩車分離式であることを音声で知らせること。また、既存の歩車分離式信号機にも優先的に設置すること。
 - ⑦音響式信号機が設置されている交差点では、必ず全方向から音が聞こえるようにすること。特に、歩車分離式信号機では必ず全方向に設置すること。
- 2) 停止線等の路面標示等の修繕予算を増やし、早急な修繕を実施すること。
 - 3) 視覚障がい者や高齢者の安全を確保するため、車両接近通報装置含め静音車対策を積極的に行うこと。

[6]. 原発ゼロと再生可能エネルギーの普及促進

(1) 原発ゼロをめざして

- 1) 原発からの即時撤退を国と東京電力に求めること。また、全国の原発の再稼働の中止を求めること。

(2) 再生可能エネルギーの普及促進に向けて

- 1) 再生可能エネルギーの普及拡大を図ること。また、省エネルギーや再生可能エネルギーの普及拡大に取り組む市町村の取り組みを把握し支援するとともに、民間事業者・団体・NPO法人などとも連携した施策を講じること。
- 2) 避難所に指定されている施設への太陽光発電設備及び、蓄電池設備の導入を促進すること。費用の全額を国が負担した『再生可能エネルギー等導入推進基金事業』が2016年度に終了したことにとともに、国への要望にとどまらず、市町村の財政負担を軽減する県独自の補助制度を創設すること。

《6》. 青年・学生支援と女性の地位向上、人権尊重、 文化・スポーツの充実へ

[1]. 青年・学生の支援

- 1) 高校卒業生の就職を保障するため、経済団体、企業などに正規雇用を増やすよう、毎年強力に要請すること。
- 2) 就職も進学もできずに卒業した青年について、県として状況を把握し、ハローワークや若者支援センターなどと連携して取り組みを強化すること。就職指導支援員・相談支援員を配置・増強し、支援を行うこと。
- 3) 若者が文化を創造し発信していく土壌を作るため、世田谷区の児童館などで行われている若者がバンドの練習やダンスの練習ができる場所を、県立学校だけではなく、県有施設を利用して作ること。そのために、県有施設の整備や市町村施設の整備を促進・支援すること。
- 4) 県内の大学での期日前投票を拡充すること。さらに、若者が利用しやすい期日前投票所を拡大するよう、取り組みを強めること。
- 5) 若者が自立し人間らしい生活が送れるよう、関係各所が連携し、公営住宅の入居要件を拡充し、家賃補助、生活資金貸付制度などの貧困対策と一体的な就労支援及び生活支援を強めること。
- 6) 卒無業者、発達障がいを持つ若者、「ひきこもり」の若者の実態を把握し、職業相談、職業訓練、雇用確保のための施策を拡充すること。

また、交通費支給や訓練費用、生活資金の保証も整備すること。

[2]. 男女平等・女性の地位向上

- 1) 県が「かながわグランドデザイン第2期実施計画」で掲げた県及び市町村の審議会などにおける女性委員の登用率について、目標値達成というところでは不安な状況にある。
“計画に達しない見込みの場合は個別に協議を行う”ということだが、実際に行われた事例があるか。また、目標達成のための県としてクオータ制の普及を図ること。
- 2) 女性労働者の約6割は非正規労働者である。「働く環境に関する従業員調査」の結果を踏まえ、調査で明らかになった問題について、改善すべき具体策を講じること。女性の正規雇用化を企業に働きかけること。
また、事業所や従業員に対し、労働契約書の交付や有休休暇の付与、雇用期間、賃金、雇用保険や社会保険の適用、妊娠中の保護や出産休暇、育児・介護休暇の取得及びワーク・ライフ・バランス等々の制度を普及させるためのリーフレットを作成し、普及を図ること。
- 3) 貧困化にある女性の支援策として、以下の対策を講じること。
 - ①女性相談所を拡充することと併せ、相談所の存在についてインターネットも活用して積極的に広報すること。
 - ②様々な問題を抱える女性たちが安心して集える居場所として、男女共同参画室の貸出にとどまらず、NPO法人などが運営する場所等に対して支援を強めること。
 - ③職業訓練や就労準備支援などを現在以上に強化すること。
- 4) 男女雇用機会均等法及び育児介護休業法の解釈通達が国から出されている主旨を踏まえ、県内事業所に妊娠出産・産休・育休などを理由とする不利益扱いを行わないよう、啓発・指導を強めること。特に30人以下の事業所に徹底すること。そのために会社訪問活動を強化すること。
- 5) 不安定な働き方を余儀なくされている非正規労働者や、病気になって働けない無収入者、解雇されて未収入の状況にある女性労働者に対して、緊急支援事業を検討すること。
また、生活保護の受給要件を満たさない女性の自立支援のために、相談にとどまらず、県独自に緊急生活資金（貸付ではなく）の給付などを含む総合的な対策を講じること。
- 6) 家事支援外国人受入事業の、2017年6月以降の特定機関の届け出後の事業推進状況を具体的に明らかにすること。県として家事支援外国人労働者として働く女性たちの人権擁護を図るため、サポート体制を整えること。
また、「神奈川県第三者管理協議会」の実効性を強化するため、法律家団体・労働団体・女性団体の代表が参加できるようにすること。
- 7) 人権男女共同参画課として無年金、低年金の女性の生活実態を調査し、高齢女性に対する自立支援のために、県として次のことを行うこと。
 - ①高齢者は民間賃貸住宅の入居を拒まれる。とりわけ生活困難な高齢女性を県営住宅に優先的に入居できるように、その枠をつくること。
 - ②就労中の高齢女性が安心して働き続けることができるよう、最低賃金の保障、社会保険の加入、一方的な労働時間の削減を行わないなど、国との連携で社会保険未加入女性等実態把握の上、事業主に対して助言、指導すること。
- 8) 女性に対する暴力や児童虐待のPTSDに対する、男性も含めた家庭・家族関係の相談体制・機関・シェルターを充実させること。原則2週間の保護を延長し、無料のシェルターを増やす等、施設人員体制の充実を図ること。
- 9) 民間シェルターへの、補助金を充実すること。職員の研修等の支援も行うこと。
- 10) ストーカーやDV、児童虐待などの被害者が加害者から逃げるため、一時避難対応のみならず、転居の費用を県で負担する制度を創設すること。
- 11) 藤沢合同庁舎に縮小オープンした、かなテラスの機能の変化を検証すること。藤沢合同庁舎への移転はあくまでもつなぎ施設とし、新たに女性問題の総合的な解決が図られるかながわ女性センターとしての規模・機能を持った施設を建設すること。
- 12) 県立図書館の再整備計画を進めるにあたって、旧江ノ島女性センター図書館の趣旨を発展させること。そのためには、女性関連資料を網羅的に収集し、女性問題の解決や女性史調査・研究にふさわしい新たな閲覧室整備を図り、専任の司書を配置する等、資料の収集にとどまらず積極的活用を図ること。またかなテラス（藤沢の女性センター）への支援を行うこと。

[3]. LGBT施策の推進に向けて

LGBT（性的マイノリティー）に対する差別と偏見をなくし人権や権利を守る取り組みを進めることは、共生社会を標榜する本県に求められる新しい課題である。

- 1) 岐阜県関市の「LGBTフレンドリー宣言」、大阪市淀川区の「LGBT支援宣言」、愛知県豊明市の「LGBTともに生きる宣言」等の事例にもならい、多様な生き方を認め性的マイノリティーの方を支援する本県の意味を「宣言」の形で発信すること。
- 2) 部局横断的な庁内検討体制をつくり、具体的支援策を講じるとともに、行政計画等にLGBTに配慮した施策を位置づけること。
- 3) 施策の推進にあたり、LGBTへの理解を深める情報発信に努め、広く県民や企業、行政機関、学校、病院など引き続き各所での啓発に努めること。
- 4) 行政職員・保育士・教職員・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーを対象とした研修を拡充すること。
- 5) 特に、教育現場での取り組みは重要である。引き続き啓発を行うこと。中でも各学級文庫へのLGBT関連蔵書の収蔵は当事者が有効と考える方策であり、教育委員会と連携して取り組むこと。国のいじめ基本指針改訂に沿ってLGBT関連を含むいじめの実態を把握し、適切に対処すること。
- 6) 市町村とも連携し、LGBTの方が気軽に相談できる窓口を県内各地に設けること。
- 7) 市町村と連携し、同性パートナーシップ制度の実現を推進し、本県としても実施すること。

[4]. ヘイトを許さない施策の推進について

- 1) ヘイトを許さないという神奈川県姿勢を明確に示し、ヘイトデモ・スピーチを行わせないため、条例を制定すること。
- 2) インターネット対策・公共施設等の使用制限をはじめとして、具体的対策を確立すること。
- 3) デモ・集会などにおいては、市民の平穏な生活を守るという点から適正な警備を行うこと。また差別に反対する市民に対して、過剰な警備を行わないこと。

[5]. 文化・芸術、スポーツの環境整備

- 1) 2020東京オリンピックでは、神奈川県も競技会場を引き受けることになっている。オリンピックの取り組みに当たっては、1. オリンピックの目的に貢献する、2. 民意を反映した運営に、3. 簡素で自然と住民生活との調和を図ることの立場を明確にすること。
江の島セーリング競技については、湘南港利用者の移転先や費用負担について県は説明会を行い、意見・要望を聞き本大会に向けて取り組むこと。
- 2) オリンピック開催のための神奈川県が関連事業費をどのくらいと見込んでいるのか、県民に明らかにすること。
- 3) 県民がスポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことができるよう、スポーツ政策の充実、環境整備を図ること。県のスポーツ振興ビジョンにうたう受益者負担等の導入は行わないこと。
- 4) 全ての子どもたちに鑑賞機会を保障するため、学校での芸術鑑賞教室などの事業を充実させること。
- 5) 県立大船フラワーセンターについては、指定管理者制度の募集にあたり、人件費の算定が非常に低く設定されているため職員の確保と専門性の維持に懸念が生じている。地域に根ざし、植物園としての専門性が確保されるよう改善すること。
また、大船フラワーセンターの指定管理者制度をやめ、県直営施設に戻すこと。
- 6) 県立図書館、川崎図書館の充実を
 - ① 全国でも類を見ない蔵書を擁する県立川崎図書館を、企業支援に特化し、川崎市の「かながわサイエンスパーク」に移転させたが、容量が小さく蔵書の分散を余儀なくされた。分散した資料の管理運営を工夫し、不自由なく利用に供すること。蔵書と機能を分散させず、川崎市内に存続する検討を続けること。
 - ② 県立図書館の正規の司書職が両館合わせ、35人と非常に少ない。人口500万人以上の県で下から二番目に低い。嘱託・非正規職員の司書の実態や労働条件を把握し、司書が長く続けられる条件を早急に行うべきこと。現有司書人数は、これ以上切り下げないこと。
 - ③ 図書館の休館日が入居施設の都合で日曜日に設定されているが、図書館の公共性に鑑み、利用者アンケートを行い、平日も含めた適切な日に設定しなおすこと。
 - ④ 人口100万人当たりの図書館数が全国最低である本県の実情を省み、20年近くにわたり減額された資料費をせめて全国都道府県の平均水準に引き上げること。

《 7 》. 消費者行政の充実・強化を

[1]. 消費者行政の充実について

- 1) エンゲル係数の増加など国民の生活は改善していない。消費税の10%への引き上げは行わないよう国に意見表明すること。
- 2) 県中央消費生活センターは市町村・県全体の中核センターとして位置づけられているため、相談員の増員と正規職員の採用に努めること。
- 3) 複雑、高度化する相談の処理を、商法ごとに専門班を作り、個人処理ではなく情報の調査・分析、統一的処理などシステム処理・マニュアル化すること。
- 4) 健康食品の送り付け、情報通信関連トラブル(架空請求含む)、高額訪問販売、振り込め詐欺など、特に高齢者に対する悪質な犯罪が多発している。これらに対する適切な情報提供を行うとともに、被害防止、救済の取り組みを強めること。
- 5) 18歳成人化に伴い若年者の消費者教育の充実を図ること。
民法改正に伴い、2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられる。これにより「保護者承認の要件」「未成年取消権」の適用による保護が18歳から外されることになり、契約の当事者となることができるようになる。
高校生を含む若年の消費者被害の多発が懸念されている。県として総合的な消費者教育が求められる。
 - ①県として若年者の消費者教育強化のための県事業の充実を図ること。
 - ②市町村の若年消費者教育充実のための事業化予算と、講師派遣はじめ支援体制を強化すること。
 - ③学校教育における消費者教育を推進するため、講師派遣や講師育成を行うこと。

[2]. 食の安全について

- 1) 「健康に効果がある」と表示して販売できる機能性食品について、国の食品安全委員会が「成分の安全性が確認できない」と指摘した。多くの企業がビジネスチャンスとして機能性標示食品に殺到するなかで、健康被害も懸念される。
国に食品表示監視強化を要請し、県・市の保健所による食品衛生監視体制を拡充すること。
- 2) 評価書の内容を精査し、販売禁止措置をとるなど被害防止に努めること。
- 3) 食品による健康被害情報について製品や企業名が伏せられており、ブラックボックス化していると言われている。製品との因果関係など情報の開示を強めること。
- 4) 食品の表示問題、機能性食品、TPP11、FTAやEPAと食品輸入、種子法廃止など食の安全に関わる国の政策動向について消費者に情報の提供を行い、消費者の学習を支援すること。

[3]. 消費生活センターの機能強化について

- 1) 消費生活センターの機能強化を図ること。商品ごとに専門班を配置しマニュアル化を推進するとともに、相談内容の充実に向けて市町村との連携を強めること。
情報資料・展示コーナーの改善、高齢者への配慮を図り、県内6地域の地域担当者の活動内容を活かすこと。また、県西地域に県の消費生活センター支所を開設すること。

《 8 》. 「核も基地もない平和なかながわ」を

[1]. 核も基地もない平和なかながわを

- 1) 基地の機能強化、恒久化につながる動きには反対し、基地の整理・縮小・早期全面返還に向けて県民ぐるみで取り組むこと。
- 2) 「安全保障関連法」は集団的自衛権の行使を認めるものであり、明白に憲法違反である。同法の廃止を国に求めること。また、秘密保護法や共謀罪の制定で戦争できる国づくりが進んでいる。このような法律を廃止するよう、県として国に求めること。
- 3) 国民保護計画に関する予算措置を行わないこと。

- 4) 核持ち込みを容認した核密約が存在していたことが明らかとなり、横須賀に核が持ち込まれていたことが否定できない。核密約を廃棄するよう国に求めること。
- 5) 国是である非核三原則の法制化を国に強く要請すること。
- 6) 国連では、歴史的な核兵器禁止条約が採択された。『神奈川非核兵器県宣言』をしている本県として、政府に対し核兵器禁止条約への一日も早い参加を強く求めること。
- 7) 広島・長崎の平和祈念式典や原水爆禁止世界大会・国際会議などに高校生を派遣するなどの取り組みを進め、非核・平和意識の普及に今まで以上に取り組むこと。また予算の増額を図ること。
- 8) 相模湾の原潜行動(訓練)区域の解消を、国に要求すること。
- 9) 米軍基地における基地開放イベントで、来場者に銃体験させることが二度とないよう、また武器の展示をしないよう、米軍に強く求めること。
- 10) 「ビッグレスキューかながわ」など防災訓練にオスプレイを使用したいとの米軍の申し出については、県民の安全を守る立場からきっぱり拒絶すること。

[2]. 横須賀基地に関わって

- 1) 原子力空母の横須賀配備は、アメリカの海外戦略の拠点としての機能強化であるとともに、原子力災害の危険と不安を首都圏全体に広げるものである。また、厚木基地周辺の爆音の根本的な原因であることなどから、原子力空母の横須賀配備をやめるよう米軍及び日本政府に強く求めること。
- 2) 米海軍横須賀基地を母港とする艦船が14隻体制(現在は13隻)と基地機能が強化された。このような横須賀基地の強化には反対するよう、政府に求めること。
- 3) 横須賀に入港中の原子力艦船が巨大地震の被害によって外部電力が喪失したことを想定し、横須賀には独自の「ガス発電所」が備わっているが、この発電施設の立地は、横須賀市が想定している津波3.5メートルで水没する場所にある。この点についての安全対策について明らかにするよう求めること。また、県が求めた内容に対する国の回答を明らかにすること。
- 4) 原子力艦の原子力災害対策に関する県の地域防災計画を、最低でも国内の原子力発電所の防災対策と同程度になるよう根本から見直すこと。
- 5) 横須賀基地関係の米軍家族住宅の住宅建設計画は中止し、撤回するよう国と米軍に求めること。

[3]. 原子力艦の原子力災害対策マニュアルの見直し

- 1) 「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」は応急対応範囲の設定など、国内の原子力発電所の防災対策と比較してもあまりにも不十分なものである。最悪の事故を想定し、応急対応範囲の設定を見直すよう国に求めること。最低でも国内の原子力発電所の防災対策と同程度になるよう根本から見直すことを国に要求すること。
- 2) 原子力軍艦の最悪の事故を想定し、実効性のある避難対策を横須賀市と一緒に計画すること。
- 3) 巨大地震が起こった際の原子力災害について、米軍がどのように想定し、どのような対策を講じているのかを明らかにするよう、米軍や国に求めること。

[4]. 厚木基地に関わって

(1) オスプレイの飛行について

- 1) 墜落をはじめ重大事故を繰り返している米海兵隊垂直離着陸機MV22オスプレイ及び米空軍特殊作戦機CV22オスプレイの飛行禁止と配備撤回を求めること。
- 2) 厚木基地をオスプレイの訓練拠点にしないよう、国や米軍に求めること。

(2) 爆音被害の根絶のために

- 1) 空母艦載機の離着陸訓練を厚木基地で行わないよう、日米両政府と米軍に強く求めるとともに、根本的解決として米空母の横須賀母港化の返上を求めること。
- 2) 厚木基地周辺の騒音状況を国の責任で把握し、関係自治体に情報提供するよう求めること。
- 3) 対象区域の住宅防音工事については、十分な予算措置を講じ短期間で全て完了させるとともに、施工後の住宅、教育施設等の防音施設の維持管理を、国の負担で行うよう求めること。

[5]. キャンプ座間に関わって

- 1) キャンプ座間周辺自治体と米軍及び自衛隊とのヘリコプター運用とキャスナー飛行場の使用についての「軽減措置」の協定(夜間飛行時間の制限、深夜の飛行禁止、住宅地上空での飛行について

- など)の締結について、基地周辺自治体と共同し、米軍と国へ要望すること。
- 2) キャンプ座間周辺自治体に騒音測定器を設置のうえ、周辺住民の日常生活被害及び健康被害の実態、特にヘリコプター騒音による低周波被害について県独自に調査すること。
 - 3) 米陸軍川上弾薬庫(広島県東広島市)から米陸軍キャンプ座間へ、恒常的に爆発物や弾薬が民間業者により輸送されていることについて、基地周辺住民や輸送ルートの住民の不安が広がっている。川上弾薬庫からJRの貨物線で横浜市神奈川区の羽沢ターミナルに到着し、トラックでキャンプ座間に搬入されている。川上弾薬庫のある東広島市には、中国・四国防衛局から弾薬輸送の日時・搬出入の状況などについて情報提供されているが、キャンプ座間の地元自治体である相模原市や座間市には情報提供がない。県として、地元自治体に情報提供するよう、国に求めること。
 - 4) 座間市内に存在するキャンプ座間の水源地、とりわけ県立谷戸山公園内の配水池は、米軍がすでに県営水道を使用していることから使用されていない。直ちに返還をするよう、強く日本政府及び米軍に求めること。

[6]. 相模総合補給廠に関わって

- 1) 基地機能を強化する相模総合補給廠への米陸軍防空砲兵旅団司令部の設置に反対し、撤去を求めること。

[7]. 池子住宅に関わって

- 1) 日米合同委員会で返還が合意された池子住宅地区の「飛び地」は、いまだ返還時期が明確になっていない。使用していない米軍基地は、日米地位協定に基づいて直ちに返還するよう、県として強く日本政府及び米軍に求めること。

[8]. 日米地位協定の抜本的改定など

- 1) 米軍人の基地外の居住に反対し、米軍人、軍属に対する税の特権的減免を廃止するよう引き続き国に要求すること。また、米軍が進めている民間住宅提携プログラム(RPP)は実質的な基地の拡張である。民間の契約とは言え住民登録をしていないなど、横須賀市政、神奈川県政に関わる問題でもあり、反対の意思をはっきりと示すこと。
- 2) 米国への従属的な関係の根本には日米安全保障条約がある。国に対し日米安全保障条約を破棄するよう求めること。また、日米地位協定の抜本的な改定を国として米側に求めるよう、強く要望すること。
- 3) 米兵の犯罪や事故は、依然として根絶されない。管理者である米軍当局と基地施設提供者である日本政府の責任を明確にし、日米地位協定の抜本改定を強く日本政府に求めること。
- 4) 「日本が第1次裁判権をもつ『公務外』の米兵犯罪について、日本はできるかぎり行使しない」という密約の存在が明らかになっている。今も生きているこの「密約」は直ちに破棄するよう求めること。
- 5) 日米合同委員会を公開し、議事録の全文を公開するよう国に求めること。
- 6) 相模総合補給廠の爆発事故が発生し、危険物の保管状況などの情報がなく市民の不安が高まっている。基地内に保有する危険物の情報提供を求めること。また、日本側の立ち入り調査権を設けることなどを含め、地位協定の抜本の見直しを国に要求すること。
- 7) 米陸軍・海軍・空軍による基地周辺住宅地上空でのタッチ・アンド・ゴー訓練などは、安保条約・地位協定2条1項の「施設・区域の提供」にない空域での訓練であり、住宅地上空での訓練を直ちに中止するよう、国と米軍に求めること。
- 8) 三浦市でのヘリ墜落事故も含め、日米合同委員会で「訓練空域」に指定されていない空域での訓練飛行が増加している。こうした特権的優遇措置をやめさせ、日本の国内法を厳しく守らせること。
- 9) 米軍のヘリの事故や部品落下などが相次いで起こっている。原因究明と再発防止を求めるとともにその対策が示されるまでは、飛行中止を求めること。
- 10) 横浜ノースドックで米空軍が軍事訓練や陸上自衛隊と米陸軍との実働訓練などが行われている。このことは、基地の使用目的から逸脱し、日米地位協定に違反している可能性が極めて高い。訓練を目的としていない施設で軍事訓練を容認することは、ますます軍事訓練ができる施設を増やすとともに訓練の常態化につながる。二度とこのような訓練を行わないよう強く米軍と国に求めること。
- 11) 米軍関係者の自動車税は、県民が納める納税額と比較して最大75%の免除となっている。日米地位協定第13条3項で「私有車両による道路の使用について納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではない」とあることから、自動車税の特例を廃止すること。

《 9 》. 県民本位の行財政運営を

[1]. 財政運営の改善と県民サービスの向上に向けた取り組みについて

- 1) 臨時財政対策債による地方交付税の代替措置を廃止し、本来の地方交付税制度を厳守するよう国に求めること。
- 2) 法人2税の超過課税については、福祉や教育施策にも活用すること。

[2]. 県有施設の拡充・存続を

(1) 県民利用施設について

- 1) 県立障がい福祉施設のうち、さがみ緑風園及び中井やまゆり園については直営を維持すること。津久井やまゆり園、愛名やまゆり園、厚木精華園及び三浦しらとり園については、県直営に戻すこと。
- 2) 「民間への移譲について検討」するものとされた県有観光施設、『ユーシンロッジ』（山北町玄倉）の基盤整備は、県の公共責任で行うよう改めるとともに、根本的に民間移譲という県の方針を抜本的に見直し、県立施設として存続・拡充すること。

(2) 試験研究機関について

- 1) 県の試験研究機関は、県民のいのちとくらしに欠かせないものである。常勤職員の配置等人員体制の充実を図るとともに、研究・検査体制の充実強化、十分な研究予算を措置すること。
また、独立行政法人化等などは行わず、直営を堅持すること。
- 2) 温泉地学研究所は、高度な研究活動の維持・発展ができるように正規専門職員を増やし、県民のいのちを守る期間として観測システムの維持・高度化及び老朽化に対応した予算を措置すること。
- 3) 県内の農畜水産業を充実・支援する県の試験研究機関の機器や人員体制、予算の充実を図ること。
また、蓄積された技術を次世代に継承していくために正規職員の継続的採用を行うこと。
- 4) 環境化学センターの業務移管、廃止は行わず、正規専門職員の増員や機器更新等により機能を強化し、県民の期待に応える研究機関として充実すること。

(3) 県の出先機関について

- 1) 保健福祉事務所の統合（センター化）による衛生監視業務や相談体制などにおける県民への影響を、即応性や利便性といった観点から検証し、十分な人員配置を行って県民サービスを低下させないこと。
- 2) 県税事務所の統廃合により県民への丁寧な対応ができなくなったという現状を踏まえ、十分な職員配置を行うこと。

[3]. 県職員の人員増と、働きやすい職場環境をつくるために

- 1) 職員の多忙化・長時間労働の原因は、適正な人員配置ができていないことの現れである。働き方改革を取り組むにあたって、欠員は直ちに正規職員の採用を行うとともに、条例定数を増やし適正配置を行うこと。
また、管理職の時間外勤務の縮減がどのように進んでいるか昨年との比較を明確に示すこと。
- 2) 福祉・保健師・一般土木・建築・林業・職訓指導員・衛生監視員・図書館司書・研究職等の専門職種については、県民サービスを低下させないため、早急に欠員を補充すること。
また、欠員補充と併せて、正規職員の定期的な採用を行うこと。
- 3) 多様な任用形態、補完的業務の従事者などと言いながら、非常勤・臨時的任用職員・任期付職員・行政補助員など、社会問題化している不安定雇用労働者の増大を県が率先して行わないこと。
- 4) 職員の福利厚生 viewpoint から、職員食堂を利用しやすい場所に設置すること。併せて、健康的に昼食がとれる職場環境を整えること

[4]. 指定管理者制度、PPPなど「民間活力」の見直しについて

(1) 指定管理者制度について

- 1) 県直営から指定管理者、指定管理者から民間委譲の流れにより、県民の財産である公の施設が削減されている。県民の福祉の増進が損なわれないようそうした流れを中止すること。福祉に関わる施設など専門性の高い施設は直営に戻すこと。

- 2) 指定管理者の導入及び選定にあたって、人件費の算出は、県職員（正規）水準とし、指定管理料はその水準を確保できるものとする事。
また、職員の研修制度を確立し、指定管理料に反映させること。
- 3) 公募により低価格競争が明らかとなった場合は非公募とし、直営で運営すること。
- 4) 県民ホールや七沢リハビリテーションセンターなど、指定管理への移行による著しい職員の労働条件、労働環境の悪化や社会的な問題が生じている施設については、県の責任で改善すること。

(2) PPP方式について

- 1) 県民の福祉の向上の観点から、PPP方式はやめること。

(3) 業務委託の単価について

- 1) 業務の委託料削減をやめ、生活できる労務単価が支払われるようにすること。

[5]. 個人情報保護と情報公開の充実について

- 1) 情報公開制度の運用において、団体等の経営への過剰な配慮から非公開とされる状況がある。見直しを図り、情報公開を促進すること。

《 10 》. 地域からの要望

[1]. 箱根町

- 1) 芦ノ湖の放流と早川の河床整備について

1990年に現在の湖尻水門が建設されてから、それまで早川に流れていた芦ノ湖の伏流水が遮断されたため、芦ノ湖の水位が上昇した結果、洪水期（6/1～10/15）は2.3m、非洪水期（10/16～5/31）は2.5mで放流されているが、溜まったら放流するというやり方は、西日本豪雨災害でもダムの異常放流による甚大な被害が発生したことからも危険である。そのために、常時早川へ伏流水を放流していただきたい。そしてそのことは、早川の生態系や環境にも大きく貢献することである。

また、今後の豪雨災害を未然に防ぐためにも、早川の中州や樹木の伐採等の河川整備も、早急に行っていただきたい。

- 2) 企業庁箱根水道事業所の指定管理者制度はやめて、直営に戻していただきたい。
- 3) 高校生通学費補助制度で、箱根町は保護者の負担軽減を図っているが、県においてもこの制度に対し、財政的支援をしていただきたい。
- 4) 国・県道における安全対策のために、道路に張り出した樹木の枝払いは草刈りを年2回は行っていただきたい。
- 5) 間伐材の利用促進、景観保護のために、木製ガードレールが国道1号線等に設置されているが、箱根は霧も出てガードレールが見にくく、また、自動車事故（衝突）で木製ガードレールが燃えたこともあり、見直しを検討されたい。

なお、ご回答には、ご回答いただいた担当部署名をご記載いただくようお願い申し上げます。

以上